GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3079

(2) Folder title/number: (9)
100.7

(3) Date: Aug. 1946 - Nov. 1948

(4) Subject:

Classification	Type of record
740	t

(5) Item description and comment:

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

國際民權章

當小冊子（原文—英語）は米國勞働者聯盟より國際連合に提出、考究並に實行を促がせるものである。

國際連合社會經濟委員會
米國勞働者聯盟派遣顧問

デヴイツト・ドービンスキー
マシユー・ウオール

一九四六年八月

Printed in U.S.A.

一、序　言

人間の權利と自由保持上の根本責任は國家の各社會に存在するとは云へ、吾々は今や之等基本的權利及び自由が國際的組織に依り最も效果的に保證され擴張され得る相互依存の世界に生存してゐるのである。吾々は之等諸國家の自由に對して安全を期するのみならず、國家を形成する各個人に對する自由を保全しなければならぬ。さなくば各個人として侵略的政府の戰爭强行を防ぐ事が不可能である。獨裁政府に支配されたる國家は必然的に他の諸國家との關係も獨裁に傾くを常とする。而して單に一國の獨裁政治も他の諸國家に對して平和への脅威となる。

眞の民主々義社會の原動力的精神は各個人の人間的價値及び尊敬精神を養育し强化することにあり、此れが人間社會の基本單位となる。從つて民主々義國及び進步主義國として先決問題は各個人の福利であり、國家として現在及び將來に對する各個人の福利なくしては無意義である。その最良の試金石は各個人の完全にして自由なる發展に對する施設の如何に依る。より多くの民權がより多くの各個人により享受され、自由發展の權利がより多くの各個人に對して保證されるに至れば一層其社會は民主的と云ふべきである。

二、戰爭と平和

人類は國際的制度に向ひ發展なしつゝある。其制度なるものは二種の中の何れかである。即ち一つは軍事勢力が完全に公衆福利に從屬せる國家群である。かゝる制度の下にありては軍備及び兵器は組織的に單に國防用或は國際關係持續上に於ける攻擊用のみに輕減し得る。然るに他方國民の福利を軍事勢力及び戰爭遂行準備に從屬せしめる國際制度もあり得る。

競爭國間の國力を吸收し最大の富を貧食し、必然的に第三世界戰爭に誘導するであらうところの國際軍備擴張競爭再發の防止に貢獻するこ

とこそ國際連合の最大事業である。この事業は最も急を要する問題であり漠然と延引することは許されない。此軍備に伴ふ破壊的重荷を限少時期は將に今である。故に國際連合はその權限内に於て全力をこの軍備のあらゆる部門、種類、業務の積極的、可及的、組織的、縮少の政策を特に主要諸國家間に共同採擇なすべく盡力すべきである。

何れの國家と雖も完全なる軍備及び總力戰と國民の幸福及び自由とは相容れざるものである。軍備及び戰爭は自由及び眞の繁榮を潰滅せしめ窮乏及び專制を胚胎せしめる。故に經濟膨張及び領土軍事侵略に對する防遏の効果的國際保證制度なくしては確固たる礎石の上に立つ人間權利の保證及び人間福利の增進の可能性は失敗に歸すること明瞭である。

若し進歩と繁榮を保證せんとするならば、全ての人類が貧困と專制に對抗する努力、行動並に奮鬪を一致させなければならぬ段階に到達している。故に各自人間權利の保全と奬勵を第一義的目的としたる世界平和整定のみが公正たるべきことが出來、永續させ得ることが出來るのである。

三、民主と獨裁

人類の最大肝要事は全世界に於ける民主々義の强化に依る人間權利の保全と擴張である。ナツチス・ファッシストの侵略に對する軍事鬪爭が勝利を以て終結を遂げたとは云へ、世界各地に於て—戰敗國、戰勝國たるの別なく—此等基本的民權、自由の本質、民主々義の經緯をなせる民權が未だ認められてゐない狀態である。

戰勝國は勿論、戰敗國たるとの如何に拘らず各自國內に於て民主々義の擴張、社會的福祉の支持を各種施設計畫中の最前線に置くべきである。

如何に民主的、平和的世界制度とは云へ、それは恐怖、飢饉、貧困、惡疫の礎に建設するこ

とは不可能である。故に國際保證の見地から全國家の國民に對し民主的民權の紹介及び伸暢は義務的に行はれるべきものである。世界平和と繁榮同樣肝要なるものは、この民主的自由、個人の社會的、經濟的權利の生存を脅かす全ての侵略者に對する强力なる抵抗である。

民主々義は各國により多少の差異は免れない。然し、基本的條件が必ず伴はねばならぬ、然らずんば其の民主々義なるものは外觀的のものとなり、根本的には消失する事となる。即ち、其處には最少限度の公民の自由—法律上の規定—が存在しなくてはならぬ。

不法なる拘引、留置、捜索、差押からの解放、各個人の拘引又は留置に對する速急なる裁判、陪審又は通常司法上の手續を以て構成せられた公平なる法廷に據る公開裁判、人身保護律、不當なる處罰からの解放、情報獲得の自由、集會、團體—文化、政治、宗教、經濟—の自由、及び萬國的祕密投票法が施行されなければならぬ。一黨政治制度、或は强制的なる黨の合同、或は强迫的政略、間接的壓迫による選擧者の併合が許されてはならぬ。公共事に對して各黨派に對する反强制的なる參與が許されねばならぬ。

眞の民主々義社會に於て、一定限度の權利は神聖、不動にして法令或ひは規則等によつて侵害されるべきではない。其等權利は各國家により制定されたる最重要な前線或は國境よりも重視されるべきである。民主々義は眞の意味に於て獨裁主義、或は如何なる形態により構成されたるといへ、全体主義的一黨に比較して正反對のものである。民主と獨裁は兩立なし得ない。民主々義は平和的國際關係の傳導力であり、。民主々義は戰爭を胚胎せしむるものである。故に民獨裁は戰爭を胚胎せしむるものである。故に民主的獨裁は存在し得ない。同意味に於て獨裁的民主と云ふことも存在し得ないのである。民主は代議制にして、獨裁は壓服である。一獨裁政府が或る條件に對して、他獨裁國より寬大なり

とするも、民主的なりと稱される事はあり得ない。

四、基本的人間權利

強力なる官僚、或は獨裁者による壓制政治に對する脅威よりの解放、欲求に對する自由なくして、政治的、産業的、民主々義の存在は不可能であり、平常なる國際關係、永續的平和は存在なし得ないのである。人類を苦惱に陷れる政治的、經濟的、社會的病根並びに不調整を除去することにのみ、平和と繁榮が眞に勝利をかち得る待望の文明社會に到達し得るものである。

以上の精神に基いて、米國勞働聯盟は連合國會議、社會經濟委員會に對し平和條約の一項として、且調印諸國家が共通義務を負ふべき以下列記の條項を含む國際民權章を起草、提出せる所以である。

一、全ての人類はその人種、色、信仰、性、國系の如何を不問、自由及び尊敬を以て各自職業、精神涵養を希求する權利を有す。

二、意思表示、並びに集團の自由は基本的自由保持及び人類の精神的、物質的向上に對する最肝要事である。此等の權利は、優勢黨派、政權反對者、賛成者の如何に不拘、侵害さるべきではない。眞の自由なるものは、政府又は他のいかなる機關より直接、間接の統制の憂なく、教育、宗教、經濟、政治、職業等各種團體構成の權利を意味するものである。

三、國家の收入及び富の公平分配の爲の團體を組織し、失業、事故、病氣、老齡の侵害に對してより良き健康、安全を目的として各自の精神的、物質的福利增進に努力する權利は、不動なるものと認めなければならぬ。近代大規模産業のもとに於ける勞働狀態は、特に勞働者の爲に其の最低賃銀及び最大勞働時間を限定せる効果的社會立法制度を設定し、幼年勞働工使用禁止、充分な

醫療設定保證、事故、失業、老齡保險等に對し最効果的な社會安全に資する諸施設が必要である。

四、全世界を通じて勞働條件の改善、生産の振興、國際市場擴張を刺戟する最善方法は、全國家の大衆の購買力の增加以上に効果的のものはあり得ない。

五、宗教の自由、信仰の權利は眞の民主社會には缺くべからざるものである。

六、亡命の權利は全世界國家により保證せらるべきことが肝要である。政治組織に反對なるが故の亡命者を其の反對制度の統治下地域に强制送還すべきではない。

七、國民がその好まざる國より移住、或は一時的、永久的離國可能の權利は保證されねばならぬ。但し訪問希望國の移民法によつてのみ制限される。

八、意見、意思表示、他人の意見に對し充分知悉する自由が保たれねばならぬ。

九、全世界に對する充分且つ完全なる智識が各國民間に行渡り、認識されゝばされる程各國家間、國民間の距離、誤解が減少される。故に情報—科學、經濟、社會、宗教、政治等—の自由接觸並びに交換、智識文化の向上、ラジヲ新聞等による報道の完備自由なる頒布權利が保證されねばならぬ。

一〇、如何なる形態に於ても、不本意なる奴隷的服役は全國家、國民によつて違法とされねばならぬ。

一一、不法なる拘引、留置、捜索、押收よりの解放、拘留、科罪に對して、陪審官或は適法の資格及び權能を具有する正常なる司法下に構成せられ、侵害を受けざる法廷に於ける公平なる公開裁判を必要とし、人身保護律による不法なる處罰より解放されなければならぬ。

一二、民權理解の鍵は、各個人の人格尊重各自幸福を第一義としなくてはならぬ。以上

の精神に基き、以下の各條項が完備されゝば、既述の諸權利は明確なる意味を持ち、實際的に適用出來るのである。

（イ）全人類は眞なる保證を保有し、人種、色、信仰、政權、或は黨派等より政治的信念の異なるが故の差別から解放されねばならぬ。

（ロ）不公正、不滿足なる勞働條件に反對、抗議、罷業中の勞働者に對し、平時徵兵、或は軍隊化等を禁止すべきである。

（ハ）政治上の意見、宗教上の信念、或は慣習が異るが故の經濟的、政治的差別待遇は除去さるべきである。政府當局者或は統治の地位にある政治黨派と意見が異るが故を以つて、懲罰として收容所、或は强制勞働所へ送附されるが如き脅威を根底より除去せねばならぬ。

（ニ）道德及び品格上適度の關心を保持せる書籍、新聞、ラジヲ、藝術の檢閱から解放されねばならぬ。

（ホ）祕密警察の監視、拘留、拷問の恐怖よりの解放。以上は各國に於ける政權警察及び、監禁收容所癈止敢行によりてのみ保證せらるのである。

五、結　論

既述せる事項により國際民權章を構成すべきであり、且つ國際民權章は世界各國間に遵守されゝ、保證さるべきである。目的達成上、國際民權章の基本的條項の振興及び運營を容易ならしめるを目的とせる國際委員會が設立さるべきである。

われらの勞働組合法！

厚生省勞政局

（代謄寫）

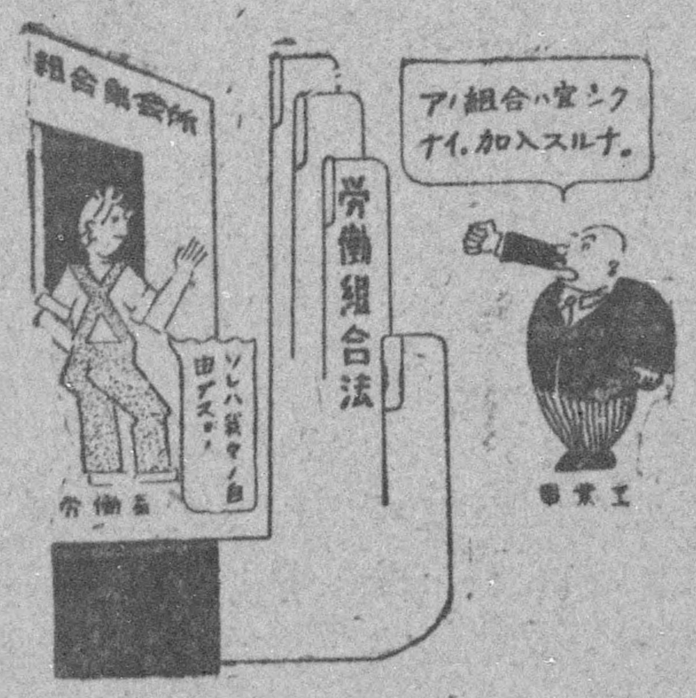

○ わたしは組合に加入できますか？

○ 使用者が差別待遇をしたらどうしますか？

○ 御用組合をどうすればよいか？

○ 勞働委員會はわたしたちにどのような援助を與えてくれますか？

問　わたしは自分の好きな組合に加入できるでせうか？

答　そう、できますとも。

勞働者は新憲法第二十八條と勞働組合法第一條によつて自分の好きな組合に加入する權利を保證されてゐます。

問　しかし、もし使用者がわたしが組合に入ることをきらつたら？

答　心配御無用。

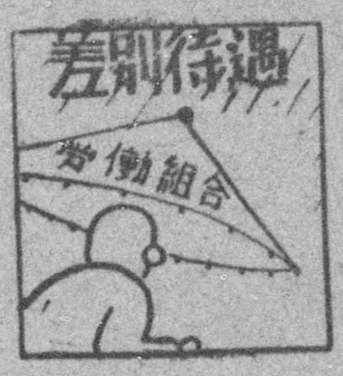

勞働組合法第十一條は勞働者が組合に入つたり、組合をつくつたり、あるひは組合の正當な活動をしたことを理由にして使用者がその勞働者を差別待遇することをかたく禁じてゐます。

問　しかし、それでも使用者が『組合活動をしたといふ理由』でわたしたちを『くび』にしたり、左遷したり、その他の差別待遇をしたらどうしますか？

答　そういふときは地方勞働委員會に君自身がゆくか、手紙をだすか、あるひは組合の代表者といつしよにゆきなさい。そうして「組合活動をしたといふ理由」で「くび」にされたとか、あるひは差別待遇をうけた「しようこ」を示して勞働委員會に次の指示を使用者にだすようにたのめばよい。

1. 使用主が組合法に違反したこと
2. 使用主が君を「くび」にしたときは君を復職させること、また君を差別待遇しないこと

われらの労働組合法！

厚生省労政局

（代謄写）

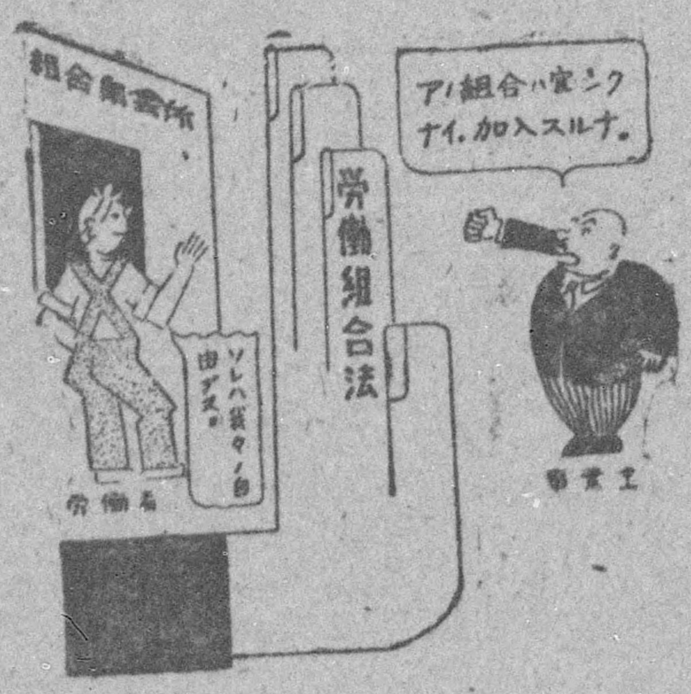

○ わたしは組合に加入できますか？

○ 使用者が差別待遇をしたらどうしますか？

○ 御用組合をどうすればよいか？

○ 労働委員會はわたしたちにどのような援助を與えてくれますか？

問　わたしは自分の好きな組合に加入できるでせうか？

答　そう、できますとも。

勞働者は新憲法第二十八條と勞働組合法第一條によつて自分の好きな組合に加入する權利を保證されてゐます。

問　しかし、もし使用者がわたしが組合に入ることをきらつたら？

答　心配御無用。

勞働組合法第十一條は勞働者が組合に入つたり、組合をつくつたり、あるひは組合の正當な活動をしたことを理由にして使用者がその勞働者を差別待遇することをかたく禁じてゐます。

問　しかし、それでも使用者が『組合活動をしたといふ理由』でわたしたちを「くび」にしたり、左遷したり、その他の差別待遇をしたらどうしますか？

答　そういふときは地方勞働委員會に君自身がゆくか、手紙をだすか、あるひは組合の代表者といつしよにゆきなさい。そうして「組合活動をしたといふ理由」で「くび」にされたとか、あるひは差別待遇をうけた「しようこ」を示して勞働委員會に次の指示を使用者にだすようにたのめばよい。

1. 使用主が組合法に違反したこと
2. 使用主が君を「くび」にしたときは君を復職させること、また君を差別待遇しないこと

3. 君が「くび」にされたり、差別待遇を受けたことによつて失つた賃金を使用主が支拂うこと

4. 勞働者は組合に加入しても差別待遇をうけないといふことを勞働者全部にわかるように、勞働委員會の指示を會社の告知板にかくこと

問　しかし使用者が、その勞働委員會の指示にしたがわなかつたらどうなりますか？

答　勞働組合法第三十三條によつて、その使用者は五百圓以下の罰金又は六ヵ月以下の禁錮に處せられます。

問　組合があつても、それに使用者の「いき」がかかつてゐる場合はどうしたらよいでせうか？

答　勞働組合法第二條によれば、勞働組合は自主的なものでなければならないことになつてゐる。すなわち組合は外部の干渉をうけず獨立して運營されなければなりません。政府も「御用組合は民主的社會には好ましくない」といつてゐる。だからそういう場合には勞働委員會にいつて、それが御用組合である「しようこ」を示して、組合たる資格を取消すようにたのめばよい。

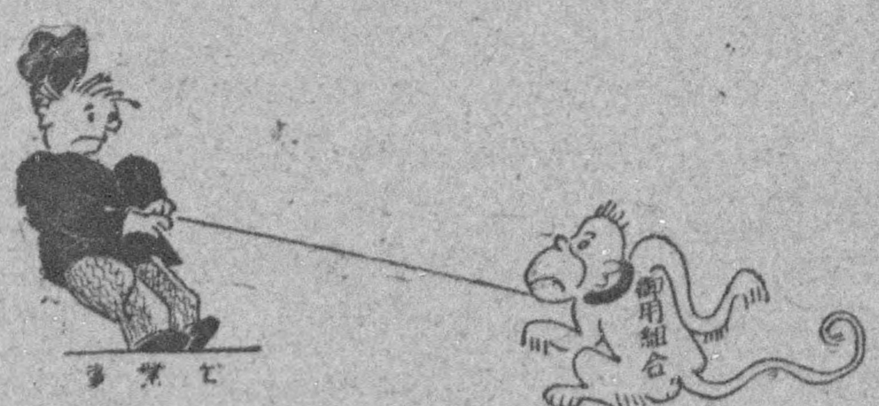

新憲法（關係條文）

第二十八條　勤勞者の團結する權利及團體交涉その他の團體行動をする權利は、これを保障する

勞働組合法（關係條文）

第一條　本法ハ團結權ノ保障及團體交涉權ノ保護助成ニ依リ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

第二條　本法ニ於テ勞働組合トハ勞働者ガ主體トナリテ自主的ニ……組織スル團體又ハソノ聯合團體ヲ謂フ

第十一條　使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員ナルコト、勞働組合ヲ結成セントシ若クハ之ニ加入セントスルコト又ハ勞働組合ノ正當ナル行爲ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ勞働者ヲ解雇シ、其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條　第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

勞働關係調整法（關係條文）

第四十條　使用者はこの法律による勞働爭議の調整をなす場合において勞働者がなした發言又は勞働者が爭議行爲をなしたことを理由として、その勞働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し勞働委員會の同意があつたときは、この限りでない

3. 君が「くび」にされたり、差別待遇を受けたことによつて失つた賃金を使用主が支拂うこと
4. 勞働者は組合に加入しても差別待遇をうけないといふことを勞働者全部にわかるように、勞働委員會の指示を會社の告知板にかくこと

問　しかし使用者が、その勞働委員會の指示にしたがわなかつたらどうなりますか？

答　勞働組合法第三十三條によつて、その使用者は五百圓以下の罰金又は六ヵ月以下の禁錮に處せられます。

問　組合があつても、それに使用者の「いき」がかかつてゐる場合はどうしたらよいでせうか？

答　勞働組合法第二條によれば、勞働組合は自主的なものでなければならないことになつてゐる。すなわち組合は外部の干渉をうけず獨立して運營されなければなりません。政府も「御用組合は民主的社會には好ましくない」といつてゐる。だからそういう場合には勞働委員會にいつて、それが御用組合である「しようこ」を示して、組合たる資格を取消すようにたのめばよい。

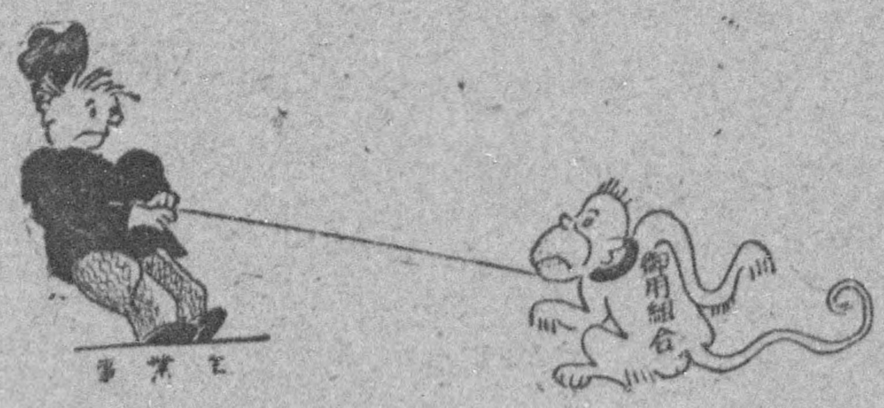

新憲法（關係條文）

第二十八條　勤勞者の團結する權利及團體交涉その他の團體行動をする權利は、これを保障する

勞働組合法（關係條文）

第一條　本法ハ團結權ノ保障及團體交涉權ノ保護助成ニ依リ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

第二條　本法ニ於テ勞働組合トハ勞働者ガ主體トナリテ自主的ニ……組織スル團體又ハソノ聯合團體ヲ謂フ

第十一條　使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員ナルコト、勞働組合ヲ結成セントシ若クハ之ニ加入セントスルコト又ハ勞働組合ノ正當ナル行爲ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ勞働者ヲ解雇シ、其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條　第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

勞働關係調整法（關係條文）

第四十條　使用者はこの法律による勞働爭議の調整をなす場合において勞働者がなした發言又は勞働者が爭議行爲をなしたことを理由として、その勞働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し勞働委員會の同意があつたときは、この限りでない

海外
勞働叢書
2
日本勞働運動
(上)

昭和二十二年二月

米國の勞働協約（上）

―クライスラー會社の實例―

中央勞働學園

序

通常ＣＩＯの略稱で世界的に知られて居る合衆國勞働組合の全國的中央團體たる『産業別組合會議』は、合衆國勞働運動上新しい發展段階を代表した清新氣鋭の一翼を形成するもので、殊にその加盟團體たる産業別の全國的（又は國際的）組合は、合衆國獨得の特徴を有する活動を以て知られて居る。從つてそれの業別組合によつて交涉締結されたる團體協約の内容は、我國勞働組合指導者間にも異常の興味を以て考究參酌せられたものであるが、從來その本文の入手困難のため協約全文に接する機會がなかつた。幸ひにして、本學園涉外部では、聯合國最高司令部勞働問題關係筋の好意により、それら合衆國代表的勞働組合の締結した協約全文を入手することを得て、こゝに二、三を譯出紹介することを得た。本篇には、ＣＩＯの代表的加盟團體たる自動車工組合のクライスラー會社との間に締結せる協約を提供することとし、尚續編に於て、ジェネラル・モーターズ會社との間に成立した協約の全文を提供する豫定である。

昭和二十二年二月

財團法人　中央勞働學園

この勞働協約を何故に日本に紹介するか

中央勞働學園は何故にこの勞働協約を邦語に譯してひろく日本に紹介しやうとするのか——と言へば、一つは現在日本で締結を要求されてゐる勞働協約なるもの入案を見ると、一般にまだ勞働協約についての知識が淺く經驗も乏しいといふ事情から、勞働協約としては當然定めておくことが望ましい事項が拔けてゐたり、或は、使用者と勞働者側とが相互の理解に基いて對等の立場に立つて協定さるべき筈の事項が、一方的恣意に基き不平等な規定になつてゐて、却つて紛爭の種をまくことが懸念されるやうなものになつてゐる例を、しばしば見うけるので、これから勞働協約を作つて行くために參考になるものが欲しかつたからである。では何故に特にこのアメリカの自動車勞働者組合の勞働協約を右の目的のためにとり上げたかと言へば、それは下に述べるやうな事情から、こゝに紹介する勞働協約には特殊の重要性があるからである。

終戰と罷業の波

この度の大戰は、アメリカ及びイギリスに於ては、第一次大戰と同じく、勞働組合に屬する全國の勞働大衆の納得とその支持とによつて遂行され、その協力によつて多難な戰爭を完全な勝利へと導くことができたのであつた。戰爭勃發と共に、イギリスでは政府が勞働組合會議の首腦部

の責任者と「インダストリアル・トルース」（産業休戰）の申合せをなし、アメリカでは大統領が米國の二大勞働聯合團體たるＡＦＬ及びＣＩＯの會長を同時に白堊館に招致して「ノー・ストライキ・アグリーメント」（無罷業協定）といふ紳士協約を結び、いづれも戰爭が現に繼續してゐる間は、現在既得の勞働條件は低下させないといふ條件の下に勞働組合は罷業を行はないことを誓約し、それをかく守つた。アメリカに於て戰爭中に起つた罷業は、いづれも「ワイルド・キャット・ストライキ」（野良猫爭議）と呼ばれ、ＡＦＬまたはＣＩＯ所屬聯合會本部からの指令ないし認可なくして行はれたものに過ぎなかつたのである。

だが戰火がやむと、從來鬱積してゐたものが一時に爆發したごとくで、罷業は波狀をなして全國に擴大する勢を示した。鐵鋼業、石炭業、採油業、自動車製造業などがそのうち顯著なもので あつた。一九四五年八月十四日、日本降伏と共に全國的罷業擴大の危險がいよいよ迫つたので、トルーマン大統領は八月十七日に聲明を發し、產業切り換への時期中に爭議によつて生產が阻害されることを防止するための「全國勞資會議」なるものを開く意圖を明示したのであつた。

全國勞資會議の失敗

右の會議は勞働長官シウェレンバックと商務長官ワレースとの魂入りで愼重に準備され十一月五日に開催されたが、會議は開會の日から閉會に到る二十六日間、難航をつゞけ、結局、トルー

マン大統領が最初に目途としたところは達成されずに幕をとぢた。さうした結末にならぬやうに
と、大統領は會議の招集に先だち參加豫定の各人に會つてひとりひとり懇談を遂げ、開會式にも
自ら臨席して諄々と說くところがあつたのに拘らず、會議は失敗に終つたのである。しかし、使
用者と勞働者側の代表者とが三週間あまり卓をかこんで會談し、相互の意志の在るところを互に
知り、爭ひの點が何々であるかゞ判明し、とにかく纏まつた限りの點についてはそれを實施し促
進するために委員會のやうなものが組織され、若し出來ることならば第二回の會議をも準備しや
うといふ申合せすら爲されたといふやうなことから、この會議が全面的に「失敗」ではなかつた
とも考へられてゐる。すくなくとも主催者たるトルーマン大統領は、十二月三日に國會に於て右の
會議は以上述べたやうな事情から、一步「進步」をなした譯であると報告した。だが、大統領が
そのやうな自畫自讚の演說を行つたときには、米國に於ける自動車製造工業の三大會社の一たる
ジェネラル・モーターズ會社に於ては、すでに大きな罷業が開始され、十二日を經てゐたのであ
る。

ジェネラル・モーターズ會社の大罷業

自動車製造の三大會社とは、ジェネラル・モータース、フォード、クライスラーの三社であつ
て、この從業員は之を合算すると八十數萬人の多きに上り、いづれも「急進的」と言はれるCIO

に屬する強力なる「アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合」の組合員である。その組合は略して「CIOのUAW」と稱してゐる一大聯合體で、R・J・トーマスを會長、ウォルター・ルーサースを副會長、ジョージ・アッディースを幹事兼會計とし、米國に於ける最大聯合體の一つである。ジェネラル・モーターズ會社の罷業は、副會長ルーサースが之を率ね、まづ自動車製造業に於ける最大の企業體たるこのジェネラル・モーターズ會社に始まり、やがてフォード、クライスラーの兩社に及ぶといふ段取りであつた。要求は會社の賃金支拂總額を三割引上げること、しかもそれを生産品の値上げをなさずに行ふこと、若し會社側が之を採算上不可能なりとなす場合は、會社の數字を提示して貰ひ、その數字によつて要求認容の可能限度を確かめ、その限度に於ての賃金引上げを行ふべし——といふのであつた。この罷業による操業停止の工場は大西洋岸から太平洋岸にいたる諸州に分布された八十工場で、罷業參加從業員十八萬と報じられた。罷業は十一月二十一日に開始され、四十二日の長きにおよんだ。會社側は社長C・E・ウィルソン自ら出馬して罷業團との折衝にあたり、要求項目を全面的に拒否し、大統領が焦慮してゐた產業切りかへの時期に於ける生產低下防止の試みは粉碎された形であつたので、大統領みづから調停に乘り出し、罷業者に復業を命じたが、組合側はまたこれを拒否し、收拾のつかない梗塞狀態から混亂の「とめど」が見えない有樣となつた。兩側が爭ひつづけて困憊のはてに、一

時間一八・五セントの加給といふことで漸く「けり」がついたものであつた。

クライスラー會社とUAWとの協約

右のやうな「歴史的」と考へられる大爭議の後に締結された勞働協約の一つが今こゝに紹介するところの協約であつて、一方は從業員組合の主張をできる限りはつらぬき、相互的に完全諒解の下に、全く對等の立場に立つて署名調印したものである。「資本主義の最後の城砦」と言はれるアメリカの、代表的な企業者が、勞働協約を結ぶときは、果してどう言ふ點をその約定のなかに規定してゐるか、「進擊的」とか「急進的」とか一般に考へられてゐるCIOあたりの闘將が、勞働協約を結ぶときは、如何なる點に力點をおいて之を締結してゐるか、この協約は何年もまへの過去に屬することでなくして現在有效のものであり、民主主義の最前線を行くアメリカで最も代表的な企業者と、最も進んでゐると自他共に許す勞働組合とが謂はば一つの「決闘」を演じたあとに結ばれたのがこの協約だ。その意味から、これが今まさに發達途上にある日本の勞働組合にとつて參考になると考へられるのである。

用語について

この協約の一方の當事者が「……國際單一組合」となつてゐるが、アメリカでAFLにせよ、CIOにせよ、勞働組合の「國際單一組合」といふのは、アメリカ合衆國の外にカナダ（時とし

てはその上にメキシコ）の組合も加盟してゐるといふ意味である。協約本文の第一行にある「裁定」は、もちろん全國勞働關係委員會の裁定である。「證明書」とは、ある組合が、當該企業單位内に於て最も代表的な、從つてそこで團體交涉の一方の當事者たる資格をもつものであるといふことを勞働關係委員會が證明したものである。この協約の原文は、可なり難解な表現が用ひてあるが、譯文はなるべく平易にすることを努めた。しかし同時に、あまり意譯に走りすぎて原文の八釜しい規定の嚴格さを滅却してはならないと言ふやうな懸念から、結局分りにくい譯文になつてゐる部分も少くないが、その點諒とせられ度い。

この面倒な飜譯には社團法人國際聯合研究會參事深瀨嘉三氏が當られた。玆に特記して氏の勞を謝し度い。

昭和二十二年一月

中央勞働委員會事務局長
中央勞働學園理事　鮎澤巖

米國の勞働協約（上）

一九四六年一月二十六日

クライスラー會社と

左記一三組合との間に結ばれたる勞働協約

アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第七單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第三單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第一四〇單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第四七單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第二二七單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第四九〇單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第五一單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第三七五單位組合

アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第二三〇單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第三七一單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第七〇五單位組合
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　第六八五單位組合

及び産業別組織會議に加入せられたる
アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合　國際單一組合
（以下單に「當會社」と云ふ時はクライスラー會社を指す）
（上記第七單位、第三單位、第一四〇單位、第四七單位、第二二七單位、第四九〇單位、第五一單位、第三七五單位、第二三〇單位、第三七一單位、第七〇五單位、第六八五單位及び上記國際單一組合は以下一括して單に當組合と呼ぶ）

1

1 全國勞働關係委員會は裁定と代表委員の證明書によつて、Chrysler Jefferson, Chrysler Kercheval, Dodge Main, Dodge Forge, Dodge Truck, Desoto, Highland Park, Amplex-Harper, Plymouth, Evansiville, Kokomo, Marysville Los Angeles 及び New Castl の諸工場に於ける「當會社」の生産及び操業繼續に攜はる被傭者全部が（そのうち、職長、副職長、作業時間記錄係、工場警備員、事務員、人事及び祕書係職長、及び技師を除き、そしてそのほか、New Castle 工場に於てのみ、打型、製造工卽ち鍛造の仕上げに使用される打型の製造、保持のために雇傭されてゐる同工場第五七部の被傭者だけを除き）全國勞働關係法第九條 (b) の意味する範圍に於て團體交涉と云ふ目的のための妥當なる一單位を構成すると云ふことを認定し、

そして現在は CIO 加盟アメリカ自動車　航空機　農具工業勞働者聯合國際單一組合と云ふ名で知られてゐる所の通稱 CIO 加盟アメリカ自動車工業勞働者聯合國際單一組合が上記單位を構成する會社の全被傭者の過半數によつて、團體交涉と云ふ目的のための彼等の代表者として指名、選定されたこと、

及び全國勞働關係法第九條 (a) の規定に從つて、CIO 加盟アメリカ自動車、航空機、農具工

業勞働者聯合、國際單一組合が賃銀率、賃銀、雇傭時間及びその他の雇傭條件に關して團體交渉を行ふと云ふ目的のためには、上記單位を構成する全被傭者の唯一絶對の代表者であると云ふことを、

玆に認證したので、當會社は全國勞働關係法の規定に從ひ、CIO加盟アメリカ自動車　航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合を、この協約の有效期間は、上記裁定と證明に從つて、交渉單位を構成する全被傭者の唯一絶對の代表者と認める。

2　當組合は會社がその諸工場を經營し、またその業務及び從業員を指揮することに關しては、全然他の介入を許さざる完全なる權利を有することを認める。

3　當組合は如何なる目的のためにも、監督、總職長、副總職長、職長、副職長又はその他監督的資格ある者、或はその他管理人又はその他經營者側の代表者の代理に立つことのないことを約定する。

4　當會社は團體交渉をなさうとする如何なる勞働團體又は組織をも援助したり、運動を促進させたり、資金を與へたりはしない、又は組合を覆へす意圖を以てそれらの團體又は組織と何らの約定を取きめない。

5　この協約の目的から「被傭者」と云ふ語の意味には、職長、副職長、工場警備被傭者、事

務所被傭者、人事及び祕書係被傭者、及び技師を含ませないことにすることが双方の約定である。

6 當組合は會社の如何なる工場に於けるどの様な座り込み罷業(sit-down)、籠城罷業(stay-in)又は怠業(slow-down)も、又は會社のどの様な作業の縮減も生産制限も、生産の妨害も、組合側からこれを惹き起させたり、又はその組合員がそれを惹き起すのを許したり、することは決してない。そして又、當組合の組合員は誰もそうしたことに參加しない。當組合は會社の作業場のどの一つに於ける同盟罷業も、操業停止も、組合側がこれを惹き起したり、又はその組合員がこれを惹き起すのを許したりすることは、決してしない。そして又當組合の組合員は誰もこの協約に示されてゐる交渉手續のすべてが餘す所なく盡されるまでは、會社のどの工場、或は構内にも見張に立つことはしない、そして如何なる場合に於ても、交渉が少くとも五日間續いた後で、しかもアメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合によつて許されたのでなければ罷業又は操業停止に參加し又は見張に立つことはしない。若しすべての交渉手續が盡される前或は後に罷業が起つた場合はこの協約は直ちに切れる。

當會社は本協約のこの項の違反に參加せる如何なる被傭者をも懲戒する權利を留保する。當組合は、他の被傭者をして、認可されざる同盟罷業に參加するやう煽動し、これを指導し或は誘導した如何なる人の解雇又は懲戒にも決して異議を唱へざることを約定する。經營者側はこの協約

に示されて居るすべての交渉手續が餘す所なく行はれるまでは、然も如何なる場合に於ても交渉
が少くとも五日間續けられた後までは工場閉鎖を行つたり、或ひはそれに許可を與へたりは決し
てしない。

二　團體交渉手續

1　各工場の職區の數は工場經營者側と組合との間の協約によつて增したり、減したりされな
い限り一九四六年一月二十六日現在の數とする。

工場經營者側と組合は協約によつて隨時工場の職區に於ても、その職區の被傭者は、交替組毎
に、一人の職區組長によつて代表される。そしてその職區組長はその職區　於ける古參者であ
り、そこに仕事を持つてゐる正規の被傭者でなければならない。協定事項として、職區組長はみ
なその工場で規定の時間專務的な（片手間でない）仕事を持つてゐる者でなければならない。又
了解、協定事項として、職區組長　作業時間中その職區を離れてはならないこと。

職長は職區組長に陳情のために、彼の仕事を離れてもよいと云ふ許可を與へること。又若し職
區組長が職長に、一つ或は多數の苦情が彼の組に屬する一人或は多數の者によつて自分に委託さ
れてゐた、それを順當に陳情出來る前にその調査が必要である旨告げれば、職長は職區組長に自

分の仕事を離れてもよいと云ふ許可を與へること。その場合、職區組長は、それを調査する許可を求めてゐる所の苦情の件數並に性質を職長に告げなければならないこと、そしてそれ等を調査した後には、職長に、彼が處理した苦情の件を告げ、そしてなほ殘つてゐる苦情を職長に具陳すること。

若し職區組長が苦情の調査を行ふために、自分の働いてゐる部以外の部に出かけるやうな場合には、その部の職長に彼が來てゐること及び彼が調査せんと欲してゐる苦情の件數及び性質を告げること。

それ等を調査した後、職區組長は職長又は管理部指定代表者に、彼が處理した苦情の件數及び性質を告げ、そして現在殘つてゐる苦情を具陳すること。若しある職區組長がある被傭者とある苦情に關して會談の必要が起つた場合は、職區組長はその被傭者の職長と準備をしなければならないこと。

職區組長はすべて、作業時間中でも、賃銀支拂時間又は賃金を少しも失ふことなく、この節の協定事項に從つて、職長或は工場經營者側の他の指定代表者と協議し、そして苦情の件を調査すると云ふ彼等の義務を遂行することが出來ること。會社は各職區の適當な場所に函を備へ附けて置き、被傭者は職區組長に提出して貰ひたい苦情書をそこに投函することが出來ること。

2. 當組合の工場內職場委員會は六名を越えざる委員より成り、各委員はその工場の古參の被傭者か、或は賜暇休暇中でも、その工場の正規被傭者でなければならぬこと。工場內職場委員會の一人は熟練工分類別の中の仕事に携はる被傭者であることを要すること。

尙了解協定事項として、組合の工場內職場委員會の各委員は、その工場の正規被傭者にして、その工場內で作業をしてゐる者でなければならないこと。自分の仕事を離れる時は必ず先づ職長にその旨を告げ、歸つたならばその旨職長に報告すること。

工場內職場委員會の委員は、工場經營者側と工場內職場委員會との間の協定によつて、委員に工場內の職區をそれぞれ幾つかづつ割當てたやうな場合、必要な時は勿論自分の割當てられた各職區に行くことは出來るが、工場內職場委員會の他の委員に割當てられた職區には行くことは出來ないこと。

職長は工場內職場委員會委員に、勞働關係監督との定期或は臨時協議會に出席するためには、自分の仕事を離れてもよいと云ふ許可を與へること。

職長は又幾人かの職區組長に對して、自分等の職區に割當てられてゐる工場內職場委員會の委員と、未だ解決されてゐない苦情の件に關して電話を以て通話連絡してもよいと云ふ許可を與へること。職長は又工場內職場委員會の或る一委員に對して、

(a) 彼が苦情の存在する職區の職區組長によつてそうする要求されてゐる時は、彼に割當てられてゐる工場の職區の職區組長達と協議するため彼の仕事を離れてもよいと云ふ許可を與へること。そして、

(b) 監督、又はその職區の苦情を受附けるために指定されてゐる經營者側の代表者に、苦情を提出してもよいと云ふ許可を與へること。

工場內職場委員會の委員は勞働時間中、賃銀支拂時間又は賃銀を少しも失ふことなく、定期的交涉手續の務をはたす事が出來ること。

3 工場の經營者側はその單位組合の書記長に對して、組合、職區代表、工場內職場委員會委員、單位組合役員、或は組合の代表者又は組合員によつてなされたる團體交涉手續の不正を苦情として提出することが出來ること。若し經營者側が、單位組合によつて採られた苦情の處理に不滿足であるならば、經營者側はその苦情を更に國際單位組合に提訴することが出來、組合は工場內の勞働關係監督に對して、經營者側又はその代表者によつてなされたる團體交涉手續の不正を、苦情として提出することが出來ること。

若し組合が勞働關係監督の裁定に不滿足である場合は、組合は交涉手續の協約に從つて、上告の手段をとることが出來ること。工場經營者側或は組合のそうした苦情はすべて書面によつて提

出されなければならぬこと。

4　工場で雇傭されてゐる職場委員會委員、職區組長、及び單位組合の役員は、職場の規定に違反した場合、工場の他の正規の被傭者と同じ懲戒を受けるものであること。

5　當組合の工場内職場委員會と工場の勞働關係專務員との間に、毎週一日(火曜日)定期協議會が開かれる。その會合に取上げられるべき協議事項は、工場内職場委員會から勞働關係監督へ、その會合直前の月曜日の朝届けられる。工場内職場委員會の各委員はそのやうた定期協議會のために費した時間に對しては、正規の時間賃銀率を以て、會社から賃銀を支拂はれること。

工場内職場委員會は、その協議事項を既に勞働關係監督との協議會の直前、一時間半の間、經營者側によつて指定されたる會社の構内のある場所に於て準備の會合をすることが出來ること。

6　緊急事項のため特別協議會が、組合工場内職場委員會又は單位組合會長と、勞働關係又は工場取締又は彼の指定代表者との間に取極められることがある、そう云ふ特別協議會の取極めは前もつてなされなければならぬ。そしてその會合に取上げるべき協議事項は、その協議會が要請される時に提出されなければならぬ。特別協議會で取上げられる問題は提出した協議事項に含まれてゐる問題に限ること。

組合内職場委員會の各委員は、そう云ふ特別協議會のために使用される時間に對して、正規の

時間賃銀率によつて會社から支拂を受けるものであること。

7　經營者側は組合側から書面によつて提出されたる如何なる苦情の件に對しても、書面を以てその代表者によつて次の期間に回答すること。卽ち——

(a)　職長の場合は、作業日　三日以內に。

(b)　監督の場合は、作業日、五日以內に。

(c)　勞働關係監督の場合は、作業日、七日以內に。

(d)　工場取締又は彼の指名代表者がその決められたる期限內に、陳情に回答を與へることが出來ない場合はその旨、組合に通告すること。尙、これ等の期限は何時でも會社と組合側との協約によつて、延長し得るものであること。

8　勞働條件に關聯する被傭者の陳情、或は勞働條件に關聯する集團の被傭者の合同の陳情は次の如き樣式で經營者側に向つてすること。

A　その被傭者、或は一集團の被雇傭者の中から指名された一人の代表が、

(1)　職長に陳情する、か或は、

(2)　陳情書を、その目的のために備付けられてゐる箱の中に投入する、か或は、

(3)　職長に自分の仕事を離れることに就いて許可を得た後、職區組長に陳情することが出來

ること

G　その職區組長は、その職區に於ける職長又は經營者側の指定代表者にその事項につき相談すること。

F　若し職區組長、及び職長又は經營者側の他の指名代表者が、その事項を處理する事が出來ない場合は、職區組長はその苦情の件を書面にし、その陳情書二通のうち一通を職長又は經營者側の他の指名代表者に、他の一通を組合の工場内職場委員會のその職區の苦情が附託されることになつてゐる委員に届けなければならぬこと。

E　その附託せられた工場内職場委員會はその書面について該職區擔當の監督又は他の經營者側指名代表者に相談すること。

D　若しその工場内職場委員とその經營者側指名代表者とが、その事項を處理することが出來ない場合は、その委員はその陳情書を工場内職場委員會に附託すること。

C　工場内職場委員會はその陳情書一通を勞働關係監督へ届ける。そしてその後は、その事項を、豫定されてゐる定期協議會に於て、勞働關係監督と協議する。

B　若し工場内職場委員會と、勞働關係監督とがその事項を處理することが出來ない場合は、工場内職場委員會はその事項を、その單位組合の然るべきより高き役員に附託する、そうする

とその役員は、協議會を用意して、工場取締或は彼の指名代表者と、その事項を協議することが出來ること。

H　若し單位組合の役員と工場取締又は彼の指名代表者とで、その事項を處理し得ない場合は、そして然もその單位組合の役員がその事項は更に考究さるべきものであると信ずれば、彼等役員はその事項を國際單一組合に附託すること。

I　單位組合の役員は、その苦情の件をめぐるすべての事實と情勢に關する報告書を作成する。工場取締又はその指名代表者は、その問題になつてゐる事情を餘す所なく陳述した書類を作成する、その書面各一通づつ、つまり二通宛を敏速に國際單一組合と會社の勞働關係專務とに送達しなければならないこと。

J　それから、國際單一組合代表者達は當會社の勞働關係專務と、その事項の協議をすること。

9　若し萬一、組合側が、當會社の勞働關係專務によつて取られたその事項の處理に不贊成である場合は、組合は、次の書類から成る記錄を作成する、卽ち——初め職區組長によつて作成された陳情書、單位組合の役員によつて作成された書面、工場取締又はその指名代表者によつて作成された書面、及びその他何なりとその事項に關聯がある他の記錄——そしてそれと同じ記錄書類を、その陳情に關する當會社の勞働關係專務の決定は組合側にとつて不滿足であると云ふ通知

と共に、當會社の作業を統轄してゐる當會社の副社長宛に提出すること。

その事項はそれから最後の處理方法として之を控訴委員會に提出することが出來る。それは提出後三〇日以内に處理されること。控訴委員會は、會社側二名の實行委員、國際單一組合側役員代表二名及中立の議長一名とから成る、控訴委員會の組合側及び會社側代表は共に、會に附託されたるすべての苦情の件を正しく解決しやうと試みること。

然し彼等がその事項を解決することが出來ない場合は、その事項は何れの側をも代表しない中立の議長の裁定によつて決定されること。それは、委員會の多數決投票によるのではない。但しその中立議長は、控訴委員會のすべての會合と討論に參加する權利を持ち、又特定の問題を解決する場合、兩方の側に助力を與へる義務を持つものであること。

10 何れの側をも代表しない中立の議長は此處に述べられた職能を持つだけである。そして任期は任命の日から一年間である。但し組合と會社と兩方の側からの承認を要すること。その中立議長への報酬及認可された出費は、會社側がその半分を、そして組合側が他の半分を支拂ふこと。

11 控訴委員會の權限は次の二の事項に限られること。即ち——

(a) 被傭者の分類別の正確さに關する事項。

(b) 協約第四條第一節（生產速度）を除き、この協約の中の規定の適用並に解釋。控訴委員

會は場合によつては、懲戒的解雇、懲戒的休職と云ふやうな經營者側の課した罰に、修正を加へることがある。控訴委員會はこの協約のどの箇條も、それに附加したり、それから削除したり、或ほそれを修正したり、或は給料又は賃銀率を設定したり、する權限は持つて居らないこと。

11 控訴委員會が裁定する力を有しない上告訴訟事實は裁定を與へることなく兩方の側に回附されること。

12 第四條第二節の、既定の作業負擔量に關する組合側の不平申告事項に對しては、控訴委員會の裁定は、公平にして正確なる時間研究に基いて行はれべきこと。

13 如何なる陳情も交涉手續のある段階に於いて、先方の回答を得て後、交涉手續のその次の段階まで、作業日五日以內に再上告されなかつた場合は、その最後の回答を根據として、解決されてゐるものとし、再調査の結果に從ふべきものとは看做されぬこと。但し勞働關係專務の決定に對する、又は決定からの、上告の場合は期限は三〇日であること。

14 當會社に對する、當組合の或はこの協約に規定されてゐる被傭者の、未拂給料要求を含む如何なる要求權も、その苦情が最初に書面で提出された日以前の或期間に對しては無效であること。但し、その時の事情のために、その被傭者或は組合が、その日以前にそうした要求をすべき

根據を持つてゐると云ふことを知り得なかつた場合は、その要求が最初に書面で提出された日から三〇日の期間の間を限つて、遡及的に有效と認めること。

15 控訴委員會は、罷業と工場閉鎖に關する協約第一條第六項の違反のため懲戒處分を受ける被傭者には、未拂賃銀支拂を許可してはならない。但し、若し會社で課した罰が二週間或はそれ以上の休職處分である場合は、苦情上告機關は、控訴委員會の裁定が、苦情の提出後二週間以內に下るやう、手續を急がなければならぬこと。

16 若し會社が、ある被傭者に、彼の古參者としての資格から與へらるべき筈の仕事を與へなかつた場合は、そして若し彼の要求書が、會社が彼にさう云ふ仕事を與へる筈の時に與へなかつた日から一〇日以內に提出されるならば、會社は六ケ月以內に彼に餘分の仕事（卽ち彼より他の者はやつてはならない筈か、或は彼より古參者たる期間の短い者がやり得る仕事）を與へる。そして彼はその仕事を、彼に仕事を與へなかつたために彼の失つた所得を償ふに足るだけ爲すことが出來る。この仕事に對しては、この被傭者が若し働いてゐたならば受けたであらうといふ時間賃銀率で賃銀が支拂はれる。若しそれより低い率で支拂はれるならば、會社はその差額を、或は控訴委員會の指定した差額のうちのある額を、現金で償ふことを與へなかつた場合は會社は過去の給料を支拂ふこと。六ケ月以內にその被傭者に仕事

17 未拂の給料に對する要求額は、その被傭者が若し働いてゐたならば、彼の正規の賃銀率で得たであらうといふ給料の額から、彼が休職中いづれの出所から受けたかも知れない失業手當金或は補償金を差引いた額を、超過してはならない。控訴委員會はその自由裁量に於て、公平と思はれる額を更に控除し得る權限を持つこと。

18 ある訴訟事實に於ける、控訴委員會又は經營者側の裁定が、他の訴訟事實をも、既往に遡つて調整し得る根據とはならないこと。

19 控訴委員會が下文により裁定權限を與へられてゐる訴訟事實につき、その訴訟事實が一度控訴委員會に附託されてしまつた後は、相互の承諾による以外は、どちらの側もそれを撤回することは出來ないこと。

20 控訴委員會の裁定を更に上告すると云ふことは出來ない。本委員會の裁定は組合及び組合員(一人或は多數の被傭者でも)及び會社側に對して最後的にして拘束力を持つものである、組合側は組合員が控訴委員會の裁定を更に法廷或は勞働局に上告しようとするやうな試みは思ひ止らせる。又上告しようとするやうな組合員を勵ましたり、或はそれと協力したりすることはしないこと。

21 この協約の如何なる箇條の解釋、又その適用についての如何なる問題も、どちら側からで

も、他の側にむかつて直接に提起することが出來ること。この協約の正しい解釋或は適用の問題に關して、兩方の側に意見の一致を見なかつた場合は、それを第九節に規定されてゐるやうに控訴委員會に直接に上告することが出來ること。

三　解　雇

1　懲戒と云ふものが工場を滿足に運營してゆくために必要缺くべからざるものであると云ふことを玆に相互に承認する。

2　工場經營者側は、見習被傭者に非ざる被傭者を解雇した場合、その職區の職區組長又は工場內職場委員會委員に、その解雇について迅速に書面で通知することを約束する。

若し解雇された被傭者自身、或は組合の代表者及び工場內職場委員會が、その解雇を不當と考へれば、その陳訴は解雇の時から四八時間以內に勞働關係事務に、職場委員會を通して書面で提出すべきである。工場の經營者側はその解雇の件を再調査し、その陳訴を受領してから七二時間以內にその回答を與へること。各工場の經營者側はそう云ふ事項を解決する權限を有する、若しその決定が組合側にとつて不滿足なものならば、その事項は團體交涉手續に廻附されること。

四　生産速度

1　經營者側は生産速度を決定するため、製品の出來ばえ、作業の能率及び通常な工員に無理のない作業能力といふものはどれ丈けであるべきかを考慮に入れ、それと矛盾しない公正妥當な研究調査を行ふことを約束する。

2　若し一人または多數の被傭者が自分たちに課せられた仕事の生産速度が餘りに速すぎると唱へ、そしてそこの職長がそれを調節出來ない場合は、その仕事は次の様にして再び調査しなほされること。卽ち——

先づその職區の組合代表者立會ひの上で再調査をする。その時その陳情を處理する兩當事者に、すべての事實が公開されてゐなければならない。若し滿足に意見の一致を見ない場合は、その事項は交涉手續に廻附される。各工場の經營者側は該事項の解決をする權限を有すること。

五　被傭者の休職、再雇傭及び轉勤

1　新に雇はれた工場の被傭者は、その雇傭の日から最初の九〇日間はこれを見習被傭者と見做すこと。その九〇日と云ふ見習期間は、一年を越えない期間に終るものであり、被傭者がその

見習期間を了へると、彼等はその部、或は課の古參順番表に登錄されること。そしてその見習期間を完了した日より九〇日前からその順番表の順位に入り、見習被傭者同志の間には順番はなくこの協約の第一條、第一項に述べた賃銀率、給料、勤務時間及び他の雇傭條件に關する團體交渉の目的のためには、組合は見習被傭者の代表者となること。但し、組合は休職或は解雇になつた見習被傭者の代表者とはなれない。ただその休職又は解雇が組合の活動に起因する差別待遇のためである時はこの限りではないこと。見習被傭者の解雇に他の要素が入つて居る時は、組合はその見習被傭者の代表者とはなれないこと。

2 古參順番は部、或は課、單位に依つてきまること。

3 順番表の順位は被傭者の人種、婚姻狀態、身分、扶養者の數によつては影響を受けないこと。

4 この協約の成立した日に於ける會社の古參順番表には古參順位に載せられる資格のある會社のすべての被傭者の氏名を列ねること。

5 被傭者は次の理由によつてのみ彼の古參權を失ふこと。卽ち——

(a) 彼が工場を去つた場合。

(b) 彼が解雇され、その解雇が交涉手續によつて取消されなかつた時。

(c) 彼が工場に通知することなく、五日間缺勤した場合。正當な場合には、例外が出來る。正當な事由による件に對して採られた處理に不滿の場合は、交涉手段に廻附することが出來る。

(d) 彼が呼び戻されても仕事に歸らなかつた場合。正當な事由のある場合は、例外ができなければならない。若し、そう云ふ場合、採られた處理に不滿であれば、その事項は交涉手續に廻附することが出來る。

(e) 彼が二四ケ月以上の期間休職のために失業狀態にあつた場合。この規定は一九三八年一月一日以前の古參順位を持つてゐる被傭者には適用されない。

6 工場は、休職については下文の規定により休職の二四時間前に被傭者宛て、及びその休職が行はれる職區の職區組長宛てに通知を發すること。

7 經營者側は各部の順番表を常に現在有效のものにして置かなくてはならないこと。そして職區組長が順位に關して質問をした際は、その問題を解決するために、その表を彼の閱覽に供さなくてはならないこと。

8 經營者側は九〇日目毎に各部に古參順番表を揭示すること。順番表の上の彼等の順位の如何に拘らず、職區組長は、休職の場合、彼等の職區に彼等が

なし得る仕事がある限り、そして彼らの職區所屬の一人でそれが尙ほ働いてゐる限りは、引つゞきそこで働かなければならない。そして職區組長は、その休職の後には、彼等の職區に、彼等がなし得る仕事が出來たら直ぐ、そして彼らの所屬の一人でもが仕事に呼び戻されたら直ぐに、仕事に呼び戻されなければならないこと。

9 順番表の上の彼等の地位如何に拘らず、工場內職場委員、その單　組合の會長、副會長、財政課長、記錄課長、會計課長は、休職再雇傭の場合でも、工場の一部が仕事をしてゐる場合常に仕事を續けなければならないこと。但しこれは彼等がその時爲されてゐる仕事を爲すことが出來る時に限ること。

10 工場は、どの部にでも新に人を雇傭する場合、それが無理なく實行出來る限り、その時休職になつてゐて、自分の工場で行つてゐる型の仕事に復歸することを豫期されてゐない被傭者に次の順序に從つて勞働の機會を與へることを約束すること。卽ち——

(1) その工場の他の部の被傭者に對して、それから、

(2) 會社の他の工場の被傭者に對して、但しこの細則(2)による、その被傭者はこんどの工場に於て新らしい被傭者として仕事を始めること。

11 會社のある工場から他の工場へ、會社の命に依り、或は自分の要求から、移動した被傭者

は、前工場に於ける彼の古參權を彼がその工場で最後に働いた日から一二ヶ月の間留保してゐる。そして後の工場では新被傭者として出發すること。但し會社の作業場又は部がある工場から他の工場へ移動した事に關して述べてゐる第一二節の規定の場合はこの限りではないこと。

12 會社の作業場又は部がある工場から他の工場へ移動した場合、その作業場で働いてゐた被傭者或はその部に使用されてゐた被傭者は、その移動の結果として失業狀態になるので、若し彼等が希望するならば、その移動して行つた工場へ自分も移動することが出來ること。そして工場へ今までの古參順位をそのまゝ持つて行くことが出來ること。

13 作業場或は部が中止になつた場合、それが無理なく實行出來る限りは、影響を受けた被傭者は、その工場內で彼等が爲し得る仕事を與へられること。

そしてその場合は、古參順位には變更はないこと。

14 ある被傭者が進級させられ或は賃銀の高い分類の仕事に移動させられた時は、彼は一五日間新らしい分類の仕事の方の賃銀率を仕拂はれること。そしてそれ以後その最高賃銀率を受けること。若し彼が以前、こんど進級或は移動せられて來た分類の仕事の賃銀最高率或はそれ以上で働いた事があるならば、彼は直ちに最高賃銀率を支拂はれること。

15 若し賃銀の高い分類の仕事の賃銀最高率或はそれ以上で働いた事のある或る被傭者が、賃

銀の低い分類の仕事の方に下げられ、そしてその後、訓練期間を挿むことなく直ちに爲すことが出來る中間分類の仕事に進級せられた時は、彼は勿論その中間の分類の仕事の賃銀最高率を支拂はれること。

16 賃銀の高い分類の仕事に働いてゐたことのある或る被傭者がその工場の賃銀の低い分類の仕事に移動させられた時は、彼はその分類の仕事の賃銀最高率から再出發すること。

17 會社のある工場で以前働いたことのある被傭者が、會社の他の工場の新被傭者として雇入れられた時は、彼はこんど使用されてゐる分類の仕事の勞働賃銀率を支拂はれるのは一五日間で、その後はその賃銀最高率を支拂はれること。若し、彼がその新しい工場に雇傭される日以前、會社で、彼が今雇はれてゐる仕事と同じ分類の仕事の最高賃銀率或はそれ以上で働いた事があれば、或は、賃銀の高い分類の仕事の最高賃銀率或はそれ以上で働いたことがあり、それ故訓練期間を挿まずに、その新しい分類の仕事を遂行することが出來れば、彼は直ちに最高賃銀率を受けること。

18 この條第一四項、一五項、一六項、一七項は時間給賃銀率の被傭者にのみ適用されるものであつて、彼等は九〇日給料上昇計畫を適用し得る分類の仕事に携はるものであること。

休　職

19 従業員整理を行ふ場合は次の手續を採らなくてはならないこと。卽ち——

(1) 見習被傭者は、その工場（部も含めて）の繼續的にして能率的な、秩序ある操業を妨げないやうな具合に、そして妨げないやう迅速に、工場全體と云ふ基礎の上に立つて休職になること。但しその場合その見習被傭者に代るべき休職中であつた先任順位の被傭者がその仕事を喜んで引受け、且つ現在それを爲し得る能力を持つてゐなければならないこと。

(2) 古參順位を持つた被傭者は順位に從つて休職になること。

再雇傭

20 休職整理の後、從業員の增加を行ふ場合は、次の手續を採ること。卽ち——

(1) 古參順位を持つてゐる被傭者は順位に從つて、復歸させられること。

(2) ある被傭者の缺勤が、單に病氣或は傷害のための作業不能にのみ起因する場合は、若しその作業不能に對する適當な證明が工場側に提出してあれば、彼はその作業不能の經歷がなかつた者と殆んど同じに、古參順位とこの規定とに從つて、仕事に復歸させられること。但しこの場合彼は所定の身體檢査をうける必要があること。その措置に不滿である場合はその事項は交涉手續に廻附することが出來ること。

21 賃銀の高い仕事、又は賃銀は同じでも良い仕事への進級は、先づ第一に本人の長所と能力

によつて爲さるべきこと、若し他の事情が皆同じであれば、最上の古參順位を持つた被傭者が優先的取扱を受けること。この項の長所及能力規定以外に亘る違反進級は苦情の原因になること。

22 古參順位に關するこの條の目的のために、「被傭者」といふ語の意味は古參順番表に登錄されてゐる被傭者と云ふこと。

23 古參順位に關するこの條の目的のために、「休職」と云ふ語の意味は、製造の形式の變化による從業員の整理又は縮減、或はその會社の業務縮少と云ふことにし、それは決して緊急な事態や週末作業や、作業豫定の一時的調節等による從業員の調整を意味しないこと。

24 當組合は特別被傭者の必要を認める。特別被傭者とは、工場の新型の出發を容易ならしめるに必要な、或は從業員を整理した場合に必要な、技術を持つ被傭者のことである。そう云ふ被傭者を古參順番表に登錄することに關する組合側の苦情は交涉手續に廻附されること。

25 當會社はこの協約の第一一、又は第一二項の規定以外の會社のある工場から他の工場への仕事の移動に就いては、その會社がその移動を國際單一組合と協議すべきことを約束する。

26 ある被傭者が會社の命により、或は彼自身の要求から、會社のある工場から他の工場へ、或は他の工場內部のある部に移動させられた場合、——その工場或はその工場內部のある部では專ら軍需作業のみが行はれてゐる場合は——その被傭者はその新しい工場或は工場內部のその部

へ今までの古參權を持つて行くことが出來る。その新しい工場或は工場内部の部に於て一時的休職がある場合も、その被傭者は本人の元の工場に復歸させられることはないこと。但し、その軍需作業が完了し、その工場又は工場内部の軍需作業が中止になつた場合は、彼はもと來た工場の仕事へ、その工場で加算した古參順位を持つて復歸させられること。

27 元被傭者にして、米合衆國の兵役に服してゐる者の再被傭權は適用すべき法令や條例に基いて決定されること。

28 米合衆國の軍隊に入營の當時クライスラー會社の見習被傭者であつた第二次世界戰爭の兵士にして、現在はクライスラー會社に使用されてゐるか、或はこれから先、以前の被傭者にして先任順位を持つ兵士に要求されると同じやうな復職の條件に該當する者は、戰爭に參加した兵士にして以前の古參權を持つ被傭者に與へられると同じ復職及雇傭の恩典に浴すべきこと。

29 第二次世界戰爭に參加した兵士にして、以前クライスラー會社に雇傭されては居なかつたが、兵役を滿足に完了したと云ふ證據を持ち、米合衆國の軍隊より除隊の日から九〇日以内に就職の申込をなし、而して修正された選擇訓練服役法（一九四〇年）及び他の適用し得べき法令と條例に含まれる復職のための他の資格を具備する者は、三〇日の雇傭を完了した上で、見習期間中休職になつた場合には、軍隊に於ける兵役の期間に等しい古參權を與へられること。そして見

習期間を完了した時は、兵役期間に見習期間を加算した期間に等しい古參權を持つて、彼の部或は課の古參順番表に登錄されること。

30 第二次世界戰爭參加の兵士にして、以前クライスラー會社の被傭者であり、修正選擇訓練服役法（一九四〇年）及び他の適用し得べき法令及條例に從つて再雇傭された者は、「米兵人權宣言」によつて、彼等に與へられてゐる全時間修學に參加するために古參期間に等しい期間を越えない期間休暇を與へられること。

31 若し時間率賃銀被傭者が副職長又は職長又は何が他の監督的の或は俸給を受ける地位に進級させられ、そしてその後再び時間率賃銀被傭者に移動させられた場合は、彼は監督的の或は俸給を受ける地位に於て働いて居た間古參權を加重してゐるものとする。それ故移動させられた時は本人が前の進級の時持つてゐた古參順位に加ふるに彼が監督的の又は俸給を受ける地位で働いてゐた間に加重した古參權を持つて、時間率賃銀被傭者といふ仕事を始めること。

32 どの交替組に屬したいかを各人の好みによつて決めるための規定は、各工場に於て地域的に取極めることが出來ること、そう云ふ協約は常に作業の能率を保護して行くために充分の融通性を持たねばならぬこと。

六　賜　暇

1　一年を超過しない賜暇は、會社が正當と認める場合は、古參權を喪失することなく、被傭者に與へられること。

2　組合員にして單位組合のある地位に選擧されたか、或は組合によつてある仕事をするやうに選拔されたため、會社との雇傭關係がなくなつてしまふやうな場合は、組合が書面により要求すれば、一年を超過せざる期間の休暇を與へられること。そして彼等が復歸する場合、賜暇直前に爲してゐたのと概して同じな仕事に、休暇中に加重した古參權を持つて、再雇傭されること。

七　概　則

1　職長の又は經營者側の指令によつて仕事のために出頭し、しかも彼の正規の職場になすべき仕事のない場合は、何か他の仕事に、彼の正規の時間賃銀率で、少くとも三時間の勤務を與へられること。但しこの規定は、仕事のないことが勞働爭議、火災、洪水或は他に經營者側の統御し得ない原因に起因する場合には、適用されないこと。

2　いつも第二或は第三交替番に雇傭されてゐる被傭者は、賃銀支拂時期に彼等がうける正規

の賃銀に加ふるに、それぞれ、五%と七・五%の割増を受けること。

3　一日八時間を超過する勞働時間に對しては五割の割増が支拂はれること。

4　一週間四〇時間を超過する勞働時間に對しては、五割の割増が支拂はれること。

5　一週四〇時間を超過する場合は、土曜日の作業に對しては、五割の割増が支拂はれること。同一週間如何なる被傭者も、割増賃銀を逃れるために、その週のうちに休職にはされないこと。同一週間中に、下の第七項に指定された休日に續く土曜日の作業に對しては、五割の割増が支拂はれること。

6　正規に計畫されてゐる作業の行はれる週の間、連續した勞働日の第六日目に對しては、五割の割増が支拂はれること。材料不足のため全一日の缺勤は、連續せる勞働日の第六日目を算出する目的のためには、實際は働らかなかつたのだが働いた日と見做すこと、但し材料の不足が勞働爭議の結果である場合を除くこと。

7　日曜日及び下の法定休日に於ける作業に對しては、賃銀の倍額が支拂はれること。即ち一月一日、南北戰爭戰死者記念日、獨立祭、勞働日、感謝日及びクリスマス、但し第八節に略記されゐる如き場合を除く。

8　時間率被傭者にして、通常七日の作業とされてゐる仕事に從事してゐる者について、土曜

日、又は日曜日が、彼等の豫定の一週間の勞働日になる場合は、土曜、又は日曜日の作業に對して割增賃銀は支拂はないこと。但し、一日或は一交替八時間を超過せる時間、或は一週四〇時間を超過せる時間はこの限りではないこと。これら被傭者は、日曜日以外の指定法定休日のどの日に働いた時間に對しても、又連續せる勞働日の七日目に働いた時間に對しても、時間賃銀の倍額が支拂はれること。七日の連續せる日は必ずしも、同一賃銀支拂時間內にあることを要しない、これら被傭者が何等仕事をしなかつた時でも、法定休日は、連續せる勞働日の六日目を算定する目的のためには働いた日と看做すこと。それ故そう云ふ場合には、連續せる六日は必ずしも同一賃銀支拂時期內にあることを要さない、すべての他の場合に於ては連續せる六日とそれの賃銀支拂時期とは同時期でなければならないこと。

9 ある超過時間に對して、二重に割增支拂をすることのないやうに、その時間に何か他の基礎からも特別割增支拂をしようと考へてはならないこと。

10 會社は告示板を各職域に置き、組合はそれを次の如き種類の告知を揭示するために用ひること。卽ち——

(1) 各種娛樂及び社交上の催ほしの告知。

(2) 各種選擧の告知。

(3) 各種選擧の結果の告知。

(4) 集合の告知。

告示板は組合側によつて、どんな種類に拘らず、宣傳のために用ひられてはならない。就中小冊子又はどんな種類に拘らず政治的事項を、掲示し或は配布するために用ひられてはならぬ。又廣告のために用ひられてもならないこと。

11 一日の作業が全時間三交替制で、一交替の初めから終りまでの時間が八時間を超過しない時は、被傭者は各交替毎に七時間四分ノ三働き、一五分間の食事の時間を持つこと。そして八時間分の仕拂を受けること。諒解事項として、この取極めは、被傭者が八時間働き、その以外に食事時間を持つ交替組や、食事時間以外の理由のための時間の削減のために、食事の時間と云ふものがある交替組には適用されないこと。

12 時間給被傭者が正午に工場を離れる時、自動時間記入カードに記入して行くこと。

13 當會社は國際單一組合に、會社の賃銀率分類書一部を提供をすることと。賃銀分類書は一般に見せないやうに取扱はるべく、そして國際單一組合の事務所に保管さるべきこと。

14 當會社はこの協約に規定されてゐる全被傭者　給料を一時間につき一八・五%引上げること。それは一九四六年一月二十八日に始まる賃銀支拂期間の始めから實施されること。但しこれ

はこの協定は一九四六年二月七日までに批准を終り、會社がその旨通告を受けた場合に限ること。

15 當會社は今後、翌年の休暇の代りとして十二月に手當を支給するといふことはしない。一九四六年五月中に、會社は一九四六年の有給休暇の代りとして次の適格者に支給すること。即ち

A 一九四六年五月一日を以て、一年以上五年未滿の古參權を持つことになるすべての適格時間給被傭者に五二・四〇弗。

B 一九四六年五月一日を以て、五年或はそれ以上の古參權を持つことになるすべての適格時間給被傭者に一〇四・八〇弗。

一九四五年十二月に、或はそれ以後に一九四六年中の有給休暇の代りとして、それら被傭者に支給された金額は、五月の手當金に對する前拂と看做され、一九四六年五月中にはその差額だけが支拂はれること。次の被傭者は適格と考へられること。即ち——

(a) 一九四六年五月一日に現役として、時間給賃銀名簿に記入されてゐるもの。但しその時までに俸給を受ける級に進級させられたものは、この限りではない。

(b) 一九四六年五月一日に休職になつてゐるが、それ以前の一二ケ月のうち八ケ月の間、會社で働いたことのある者。

(c) 軍需作業契約の終了のため休職になつてゐたが、一九四六年五月一日に、或はそれ以前に仕事に復歸させられた者。

(d) 一九四六年五月一日には病氣或は傷害のため工場を缺勤して居り、團體病氣事故保險給付金或は勞働者災害補償給付金を受けてゐる者。

(e) 一九四六年五月一日に、九〇日を超過せざる期間の休暇中にある者。

16 正規の時間割の作業の週は、月曜日午前十二時一分に始まり、その後一六八時間にして終ること。但し、日曜の夜始まる第三交替組の作業に從事する被傭者の場合はこの限りではないこと、彼等の正規の時間割の作業の一週は、日曜の夜の彼等の交替の開始と共に始まり、その後一六八時間にして終ること。

八 熟練工の特別規定

1 熟練工とは、工具製造工、打型製造工、鉛磨工、電氣技手等、一般人に熟練を要する職業と認められてゐる仕事のいづれかに、四年の徒弟修業或はそれと同等のことを務めた事のある者と定義されること。

2 經營者側は、その部の同一の分類中の熟練工の勞働時間を出來得る限り均等にするやう努

力すること。

病氣のため、或は彼等自身の要求から、被傭者によつて取り去られた時間は、勞働時間を均等にするといふ意味で、働いた時間と看做されること。

この協約は一九四七年一月二十七日まで完全に有效であり、實施されること。そしてその後も一年一年と區切つて實施を續けられること。

但し一九四七年一月一日から十五日まで、或はその後の如何なる年でも一月一日から十五日までの間に、會社が組合側に、或は組合が會社側に、この協約に終止したいと云ふ希望を通告した場合は、この限りではない。そしてその場合、この協約はその通告が出された年の一月二十六日附を以つて、終止すること。一九四七年一月一日から十五日まで、或はその後の如何なる年でも一月一日から十五日までの間に、會社は組合側に、或は組合は會社側に、この協約を修正したいと云ふ希望を通告することが出來ること。但しその場合、その通告は希望する修正の性質を示さなければならないこと。

若し兩方の側がその年の一月二十六日或はそれ以前に提案した修正に關して意見の一致を見なかつた場合は、その修正を提案した側或は兩方の側がそれを撤回しない限り、その契約はその年の一月二十六日に切れること、意見の一致を見た修正は、この協定の他の箇條を少しも修正或は

變化させることなく、この協約の一部となり、そして一部であること。この協約の期間中は、どちらの側も、他の側に對して六〇日以前に豫告を以て、給料に關する交渉を開きたいと云ふ希望を示すことが出來る。この場合には通告は希望してゐる調整案を示さなければならないこと。通告は書面でなければならない。そして郵便で送る場合は、組合にならば 411 West Milwauky St., Detroit, Michigan アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合宛又はアメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合が會社に書面で與へる他の宛名へ宛てること。そして會社に送るのならば、841, Massachusetts Avenue, Highland Park, Detroit, Michigan, Chrysler 會社秘書課氣付と宛て、或は會社が書面を以てアメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合に與へる他の宛名へ宛てて送ればよいこと。

以上

クライスラー會社（署名）

CIO加盟アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合（署名）

一九四六年一月二十六日

ミシガン州デトロイト市

CIO加盟アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合殿

拜啓　一九四三年九月十日附、及びその後一九四四年十月三十日、一九四五年一月八日の二回修正を見たる組合とクライスラー會社の間に結ばれた契約は、その關係團體として、貴單位組合の第八三三、第九四六及び第二七四を含み居り、それ等のそれぞれ組合員としてその中に、Tank 兵器廠 Desoto-Warren 工場、Dodge Chicago 工場のある被傭者を含んで居るのであります。

今日貴組合との間に調印を終へたる新らしい契約に於ては、これ等の單位組合は除外されて居るのであります。何故ならば、クライスラー會社は最早 Tank 兵器廠及び Desoto-Warren 工場を管理して居りませんし、Dodge-Chicago 工場の作業もやがて完了するでせうから。

クライスラー會社が、Dodge-Chicago 工場の作業を完了する時までは、會社は、それがこんどの新らしい契約　含まれてゐると同じやうに單位組合第二七四との關係を處理して行きます。

單位組合第八三三及第九四六は、それが Chrysler 會社　管理下にあつた時に、それ等の工場に起つた所の未だ處理されてない苦情を、國際單一組合を通して、勞働關係長官に提出すること

が出來ます。そして、それから後はこの協約に規定されてゐるやうな手續をとります。

單位組合第二七四はクライスラー會社がDodge-Chicago工場の作業を停止した時、これと同じ取極めに從ふことが出來ます。

敬具

ロバート・W・コンダー（署名）

一九四六年一月二十六日

ミシガン州デトロイト市

クライスラー會社勞働關係專務

ロバート・W・コンダー 殿

拜啓

今日、クライスラー會社はCIO加盟アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合と協約を結びました。

お互の了解事項として、兩方の側は、その協約に入れられてない提案及要求をすべて撤回してしまひました。

組合及會社は、組合の會員又は會社の代表者が兩當事者間の友好的産業關係と一致しないやうな陳述を、公式の機關紙、貼紙、新聞又は他の書き物の中に使用したり載せたりすることを承認せず、思ひ止らせるやうに致します。どちらの側も産業上の完全な調和を實現するために、誠意を以つて、團體交涉を奬勵いたします。

會社側も組合側も、優秀な質の自動車と貨物自動車を製造する生産力を高めることが結局彼等

の利益になると云ふことを認め、戰前の生産力を取戻すことを希望して居ります。

組合は、今日結ばれた協約を、一九四六年二月七日木曜日或はそれ以前に、批准を終るやう、この協約に規定されてゐる諸工場の組合の全會員に提示することを約束します。そして組合は、それが批准することを全組合員に勸告致します。

敬具

CIO アメリカ自動車・航空機・
農具工業勞働者聯合國際單一組合側

ノーマン・マシューズ（署名）

クライスラー會社側

ロバート・W・コンダー（署名）

一九四六年一月二十六日

ミシガン州デトロイト市

クライスラー會社勞働關係專務

ロバート・W・コンダー　殿

拜啓

いまや、クライスラー會社とCIO加盟アメリカ自動車・航空機・農具工業勞働者聯合國際單一組合とが協約を結んだ上は、その協約により到達せらるる了解を更にはつきりさせるために、國際單一組合及び各單位組合は、組合代表者が、兩方の側の協約に於て規定されてゐる交渉手續に違反したり、これを惡用したり、することを決して承認致しません。

國際單一組合及各單位組合は、間違つた行爲は、多く了解の不足と戰爭中の狀態の諸變化に起因してゐたものと信じます、戰爭も今や終了し、我々は事態が改善すべきことを信じます。

國際單一組合及單位組合は組合代表者が、交渉に使用せる時間の大なる部分を、この協約に規定されてゐる事項以外の事項に浪費してしまつたと信じます。

國際單一組合と單位組合は、この協定の交渉に必要とされる最少の時間を固く守るやう眞實の

努力を拂ふつもりです。

又國際單一組合は、交渉手續の惡用が今後なくなるやう注意するために專任の代表者を任命します。

國際單一組合及び單位組合は、組合代表者が、誠心誠意、この協約に從ふことを勸告致します。

敬具

CIO アメリカ自動車勞働者聯合
全國クライスラー委員長
ノーマン・マシューズ（署名）

働労外海書叢 2

昭和二十二年六月二十日 印刷
昭和二十二年六月二十五日 再版發行

定價拾圓

編輯者 東京都港區芝公園六號地 財團法人中央勞働學園內 鈴木輝雄

發行者 東京都港區芝公園六號地 財團法人中央勞働學園內 白石源吉

印刷者 東京都千代田區飯田町二丁目二〇番地 渡邊清

發行所 東京都港區芝公園六號地 中央勞働學園 電話芝(二三一)六、二七五番 振替東京一九五四五九番 會員番號B二〇三〇〇八

仲外印刷株式會社印行

海外勞働叢書

歐米に於ける勞働關係の好文献を適確に飜譯、海外勞働シリーズとして續刊。激動期にある我國勞働界の萬人必讀書。各輯共にマ司令部勞働課提供の資料に基くもので他山の石とすべき模範的事例。

1	合衆國の團結權保護政策 ——ワグナー法の內容と判例——	B6 版 64 頁 定 價 7 圓 送料 1圓20錢
2	米國の勞働協約 (上) ——クライスラー會社篇——	B6 版 56 頁 定 價 7 圓 送料 1圓20錢
3	米國の勞働協約 (下) ——ジェネラル・モーターズ會社篇——	B6 版 88 頁 定 價 15 圓 送料 1圓20錢
4	米國の總同盟と產別會議 ——AFLとCIO——	B6 版 56 頁 定 價 10 圓 送料 1圓20錢

發行所 中央勞働學園出版部

東京都港區芝公園6號地 電話 芝1131～6 振替195459

昭和22年版

勞働年鑑

A5版650頁 定價120圓 送料10圓

絶對に信頼すべき内外勞働一年史

第1部
- 産業概觀
- 勞働政策概觀

第2部
- 勞働者狀態
- 失業
- 勞働者の生計
- 勞働組合
- 經營者團體
- 團體協約
- 經營協議會
- 勞働爭議
- 政黨運動
- 農業問題
- 農民運動
- 小作爭議
- 勞働者教育

第3部
- 海外勞働問題概觀

附錄
- 内外勞働日誌
- 勞働問題關係法規
- 勞働問題關係文獻
- 經濟、勞働統計

東京都港區芝公園6號地

發行所 中央勞働學園出版部

電話 芝 1131～6 振替 東京 195459

中央勞働時報　旬刊

（毎月一、十、二十一日發行）

一ヶ月　三〇圓
六ヶ月　一八〇圓（送料共）
一　年　三六〇圓

本誌は中央勞働委員會監修、中央勞働學園編輯發行にかゝる半公報的性格をもつて主として中央地方勞働委員會議事録、勞働關係行政資料、勞働關係法規、統計調査資料等を收録し、廣範圍の關係方面に迅速正確に報道し、正しい勞働事情の把握に資することを本旨としてゐます。

蓋し現下激動期の勞働問題に關係する各方面にとつて絶對不可缺の資料、創刊號（二十一年十月）よりバックナンバー取揃へ提供致します。

勞働問題研究　月刊

（毎月一回、一日發行）

定價（一部　八圓（送料五十錢）
　　（一年九六圓（送料共）

勞働問題、社會問題專攻の最高峰の雜誌！　本誌は勞働問題社會問題並に勞働敎育に關する調査研究及外國勞働事情調査資料就中勞働問題に關する基底的な研究論文、「附」英文欄等を揭載し以て正しい勞働問題の攻究に資せんとするものである。

東京都港區芝公園六號地

發行所　中央勞働學園出版部

電話芝一一三一（六）二七五番

54

國際民權章

當小冊子（原文—英語）は米國勞働者聯盟より國際連合に提出、考究並に實行を促がせるものである。

國際連合社會經濟委員會
米國勞働者聯盟派遣顧問

デヴイツト・ドービンスキー
マシユー・ウオール

一九四六年八月

Printed in U.S.A.

一、序　言

人間の權利と自由保持上の根本責任は國家の各社會に存在するとは云へ、吾々は今や之等基本的權利及び自由が國際的組織に依り最も効果的に保證され擴張され得る相互依存の世界に生存してゐるのである。吾々は之等諸國家の自由に對して安全を期するのみならず、國家を形成する各個人に對する自由を保全しなければならぬ。さなくば各個人として侵略的政府の戰爭強行を防ぐ事が不可能である。獨裁政府に支配されたる國家は必然的に他の諸國家との關係も獨裁に傾くを常とする。而して單に一國の獨裁政治も他の諸國家に對して平和への脅威となる。

眞の民主々義社會の原動力的精神は各個人の人間的價値及び尊敬精神を養育し强化することにあり、此れが人間社會の基本單位となる。從つて民主々義國及び進歩主義國として先決問題は各個人の福利であり、國家として現在及び將來に對する各個人の福利なくしては無意義である。その最良の試金石は各個人の完全にして自由なる發展に對する施設の如何に依る。より多くの民權がより多くの各個人により享受され、自由發展の權利がより多くの各個人に對して保證されるに至れば一層其社會は民主的と云ふべきである。

二、戰爭と平和

人類は國際的制度に向ひ發展なしつゝある。其制度なるものは二種の中の何れかである。即ち一つは軍事勢力が完全に公衆福利に從屬せる國家群である。かゝる制度の下にありては軍備及び兵器は組織的に單に國防用或は國際關係持續上に於ける攻擊用のみに輕減し得る。然るに他方國民の福利を軍事勢力及び戰爭遂行準備に從屬せしめる國際制度もあり得る。

競爭國間の國力を吸收し最大の富を貧食し、必然的に第三世界戰爭に誘導するであらうところの國際軍備擴張競爭再發の防止に貢獻するこ

とこそ國際連合の最大事業である。この事業は最も急を要する問題であり漠然と延引することは許されない。此軍備に伴ふ破壊的重荷を限少時期は將に今である。故に國際連合はその權限内に於て全力をこの軍備のあらゆる部門、種類、業務の積極的、可及的、組織的、縮少の政策を特に主要諸國家間に共同採擇なすべく盡力すべきである。

何れの國家と雖も完全なる軍備及び總力戰と國民の幸福及び自由とは相容れざるものである。軍備及び戰爭は自由及び眞の繁榮を潰滅せしめ窮乏及び專制を胚胎せしめる。故に經濟膨張及び領土軍事侵略に對する防遏の効果的國際保證制度なくしては確固たる礎石の上に立つ人間權利の保證及び人間福利の增進の可能性は失敗に歸すること明瞭である。

若し進歩と繁榮を保證せんとするならば、全ての人類が貧困と專制に對抗する努力、行動並に奮鬪を一致させなければならぬ段階に到達している。故に各自人間權利の保全と奬勵を第一義的目的としたる世界平和整定のみが公正たるべきことが出來、永續させ得ることが出來るのである。

三、民主と獨裁

人類の最大肝要事は全世界に於ける民主々義の强化に依る人間權利の保全と擴張である。ナヅチス・ファッシストの侵略に對する軍事鬪爭が勝利を以て終結を遂げたとは云へ、世界各地に於て—戰敗國、戰勝國たるの別なく—此等基本的民權、自由の本質、民主々義の經緯をなせる民權が未だ認められてゐない狀態である。

戰勝國は勿論、戰敗國たるとの如何に拘らず各自國內に於て民主々義の擴張、社會的福祉の支持を各種施設計畫中の最前線に置くべきである。

如何に民主的、平和的世界制度とは云へ、それは恐怖、飢饉、貧困、惡疫の礎に建設するこ

とは不可能である。故に國際保證の見地から全國家の國民に對し民主的民權の紹介及び伸暢は義務的に行はれるべきものである。世界平和と繁榮同樣肝要なるものは、この民主的自由、個人の社會的、經濟的權利の生存を脅かす全ての侵略者に對する强力なる抵抗である。

民主々義は各國により多少の差異は免れない。然し、基本的條件が必ず伴はねばならぬ、然らずんば其の民主々義なるものは外觀的のものとなり、根本的には消失する事となる。即ち、其處には最少限度の公民の自由—法律上の規定—が存在しなくてはならぬ。

不法なる拘引、留置、搜索、差押からの解放、各個人の拘引又は留置に對する速急なる裁判、陪審又は通常司法上の手續を以て構成せられたる有能、公平なる法廷に據る公開裁判、人身保護律、不當なる處罰からの解放、情報獲得の自由、集會、團体—文化、政治、宗教、經濟—の自由、及び萬國的祕密投票法が施行されなければならぬ。一黨政治制度、或は强制的なる黨の合同、或は强迫的政略、間接的壓迫による選擧者の併合が許されてはならぬ。公共事に對して各黨派に對する反强制的なる參與が許されねばならぬ。

眞の民主々義社會に於て、一定限度の權利は神聖、不動にして法令或ひは規則等によつて侵害されるべきではない。其等權利は各國家により制定されたる最重要な前線或は國境よりも重視されるべきである。民主々義は眞の意味に於て獨裁主義、或は如何なる形態により構成されたるといへ、全体主義的一黨に比較して正反對のものである。民主と獨裁は兩立なし得ない。民主々義は平和的國際關係の傳導力であり、獨裁は戰爭を胚胎せしむるものである。故に民主的獨裁は存在し得ない。同意味に於て獨裁的民主と云ふことも存在し得ないのである。民主は代議制にして、獨裁は壓服である。一獨裁政府が或る條件に對して、他獨裁國より寬大なり

とするも、民主的なりと稱される事はあり得ない。

四、基本的人間權利

強力なる官僚、或は獨裁者による壓制政治に對する脅威よりの解放、欲求に對する自由なくして、政治的、産業的、民主々義の存在は不可能であり、平常なる國際關係、永續的平和は存在なし得ないのである。人類を苦惱に陷れる政治的、經濟的、社會的病根並びに不調整を除去することにのみ、平和と繁榮が眞に勝利をかち得る待望の文明社會に到達し得るものである。

以上の精神に基いて、米國勞働聯盟は連合國會議、社會經濟委員會に對し平和條約の一項とし、且調印諸國家が共通義務を負ふべき以下列記の條項を含む國際民權章を起草、提出せる所以である。

一、全ての人類はその人種、色、信仰、性、國系の如何を不問、自由及び尊敬を以て各自職業、精神涵養を希求する權利を有す。

二、意思表示、並びに集團の自由は基本的自由保持及び人類の精神的、物質的向上に對する最肝要事である。此等の權利は、優勢黨派、政權反對者、贊成者の如何に不拘、侵害さるべきではない。眞の自由なるものは、政府又は他のいかなる機關より直接、間接の統制の憂なく、教育、宗教、經濟、政治、職業等各種團体構成の權利を意味するものである。

三、國家の收入及び富の公平分配の爲の團体を組織し、失業、事故、病氣、老齡の侵害に對してより良き健康、安全を目的として各自の精神的、物質的福利增進に努力する權利は、不動なるものと認めなければならぬ。近代大規模産業のもとに於ける勞働狀態は、特に勞働者の爲に其の最低賃銀及び最大勞働時間を限定せる効果的社會立法制度を設定し、幼年勞働工使用禁止、充分な

醫療設定保證、事故、失業、老齡保險等に對し最効果的な社會安全に資する諸施設が必要である。

四、全世界を通じて勞働條件の改善、生産の振興、國際市場擴張を刺戟する最善方法は、全國家の大衆の購買力の增加以上に効果的のものはあり得ない。

五、宗教の自由、信仰の權利は眞の民主社會には缺くべからざるものである。

六、亡命の權利は全世界國家により保證せらるべきことが肝要である。政治組織に反對なるが故の亡命者を其の反對制度の統治下地域に强制送還すべきではない。

七、國民がその好まざる國より移住、或は一時的、永久的離國可能の權利は保證されねばならぬ。但し訪問希望國の移民法によつてのみ制限される。

八、意見、意思表示、他人の意見に對し充分知悉する自由が保たれねばならぬ。

九、全世界に對する充分且つ完全なる智識が各國民間に行渡り、認識されねばされる程各國家間、國民間の距離、誤解が減少される。故に情報—科學、經濟、社會、宗教、政治等—の自由接觸並びに交換、智識文化の向上、ラジヲ新聞等による報道の完備自由なる頒布權利が保證されねばならぬ。

一〇、如何なる形態に於ても、不本意なる奴隸的服役は全國家、國民によつて違法とされねばならぬ。

一一、不法なる拘引、留置、捜索、押收よりの解放、拘留、科罪に對して、陪審官或は適法の資格及び權能を具有する正常なる司法下に構成せられ、侵害を受けざる法廷に於ける公平なる公開裁判を必要とし、人身保護律による不法なる處罰より解放されなければならぬ。

一二、民權理解の鍵は、各個人の人格尊重各自幸福を第一義としなくてはならぬ。以上

の精神に基き、以下の各條項が完備されゝば、既述の諸權利は明確なる意味を持ち、實際的に適用出來るのである。

（イ）全人類は眞なる保證を保有し、人種、色、信仰、政權、或は黨派等より政治的信念の異なるが故の差別から解放されねばならぬ。

（ロ）不公正、不滿足なる勞働條件に反對、抗議、罷業中の勞働者に對し、平時徵兵、或は軍隊化等を禁止すべきである。

（ハ）政治上の意見、宗教上の信念、或は慣習が異るが故の經濟的、政治的差別待遇は除去さるべきである。政府當局者或は統治の地位にある政治黨派と意見が異るが故を以つて、懲罰として收容所、或は强制勞働所へ送附されるが如き脅威を根底より除去せねばならぬ。

（ニ）道德及び品格上適度の關心を保持せる書籍、新聞、ラジヲ、藝術の檢閲から解放されねばならぬ。

（ホ）秘密警察の監視、拘留、拷問の恐怖より解放。以上は各國に於ける政權警察及び、監禁收容所廢止敢行によりてのみ保證せらるのである。

五、結　論

既述せる事項により國際民權章を構成すべきであり、且つ國際民權章は世界各國間に遵守されるべきである。目的達成上、國際民權章の基本的條項の振興及び運營を容易ならしめるを目的とせる國際委員會が設立さるべきである。

An INTERNATIONAL BILL OF RIGHTS

Presented, in behalf of the American Federation of Labor, to the Social and Economic Council of the United Nations for consideration and action.

DAVID DUBINSKY **MATTHEW WOLL**

A. F. of L. Consultants to the Social and Economic Council of the United Nations.

August 1946

I

PREAMBLE

ALTHOUGH first responsibility for the maintenance of human rights and freedom rests with the local community of the nation, we now live in an interdependent world in which these basic rights and freedoms can be effectively guaranteed and expanded only on an international scale. We must not only make nations safe for freedom, but we must also make freedom safe for the individuals who constitute the various nations. Otherwise, the peoples will be helpless and unable to prevent aggressor governments from launching wars. A nation under the heel of a despotic government inevitably tends to be despotic in its relations with other nations. Despotism in any nation menaces the peace of every nation.

The dynamic motive of a truly democratic society is to foster and enhance the worth and dignity of the individual human being—the basic unit of human society. Hence, the first preoccupation of every democratic and progressive state is the welfare of the individual. The state has no good other than the good of its individual members, present and prospective. Its supreme test is the way in which it provides for the full and free development of each individual. The more rights enjoyed by individuals and the more individuals for whom these rights of free development are safeguarded, the more democratic will any society be.

II

WAR AND PEACE

Mankind is developing towards an international order. That order can be one of two kinds. There can be a community of nations in which military power is completely subordinated to the public welfare. In such an order, military preparedness and armaments are systematically reduced as instruments of national defense or offense in international relations. But there can also be an international order in which the eco-

nomic welfare of the people is subordinated to military power and to the preparations for waging warfare.

To help avoid the renewal of an international armament race which would absorb the best energies, devour the greatest wealth of the contestants and inevitably lead to another global war is the paramount task of the United Nations. This task is urgent. It cannot be postponed to some future indefinite date. The time to reduce the staggering and crushing burden of armaments is now. The United Nations should, therefore, do everything in its power to have particularly the leading countries jointly adopt a policy of positive, gradual and systematic reduction of armaments of all categories, descriptions and services.

Total preparedness and total war are incompatible with the welfare and liberties of the people of all countries. Total preparedness and total war doom freedom and genuine prosperity and breed poverty and tyranny. Hence, without an effective system of international security to prevent economic aggrandizement and preclude territorial and military aggression, the possibility for protecting human rights and expanding human welfare on a firm foundation is doomed to failure.

Humanity has reached a stage of development in which the efforts, actions and struggles of all peoples against poverty and tyranny must be coordinated—if progress and prosperity are to be assured. Only a world peace settlement in which the preservation and promotion of the human rights and welfare of all peoples are primary objectives can be just and enduring.

III

DEMOCRACY AND DICTATORSHIP

Mankind's paramount need is the preservation and expansion of human rights through the strengthening of democracy everywhere. Although the military struggle against Nazi-Fascist aggression has been victoriously concluded, the people in many parts of the world—in the victorious as well as the defeated lands—are still denied those basic rights which are the essence

of freedom and the warp and woof of democracy.

Every victorious nation—no less than the vanquished—must, within its own borders, place in the forefront of its tasks the advancement of democracy and the standards of social well-being.

No peaceful, democratic world order can be built on a foundation of fear and famine, on a basis of poverty and pestilence. The introduction and expansion of democratic rights for the people of every nation are, therefore, imperative in the interest of international security. Equally vital to world peace and prosperity is the energetic resistance to all encroachments on the existing democratic liberties and social and economic rights of the people.

Democracy may vary in particulars in one country from another. But certain conditions must exist for its realization or democracy becomes a sham and disappears altogether. There must be a certain minimum of civil liberties—the rule of law; freedom from arbitrary arrest, detention, search and seizure; prompt judicial determination of arrest and charges against the individual detained; a fair public trial by jury or competent and unprejudiced court constituted in accordance with normal judicial procedure; the right of habeas corpus; freedom from arbitrary imposition of penalties; freedom of access to information; and freedom of association and organization—cultural, political, religious and economic. There must be universal and secret balloting. There must be no one-party system or any compulsory combination of parties or merging of election lists under terroristic coercion or indirect duress. There must be unrestricted participation by all parties in public life.

In a truly democratic society certain rights are sacred and inalienable and should not be abrogated by decree or law. Such rights must be recognized as the rights of all men. They transcend even the strongest strategic frontiers and boundaries fixed by states. Democracy is the antithesis of dictatorship or totalitarian one-party rule in any guise. Democracy and dictatorship are incompatible. Democracy is conducive to peaceful international relations, while dictatorship breeds war. There can be no such thing as a democratic dictatorship. Nor is there any such thing as dictatorial democracy. Democracy is representa-

tive; dictatorship is repressive. The fact that one dictatorship may be less barbarous in certain respects than another totalitarian regime does not make it democratic.

IV

BASIC HUMAN RIGHTS

Without freedom from fear of tyranny by absolutist bureaucrats or dictators and without freedom from want, there can be no political or industrial democracy within nations or just relations and enduring peace between nations.

Only by removing the political, economic and social ills and maladjustments afflicting humanity will mankind be able to reach that long hoped-for stage of civilization in which peace and plenty shall truly prevail.

In this spirit, the American Federation of Labor proposes to the Economic and Social Council of the United Nations that it draft an International Bill or Rights which shall be part of the general peace treaty and be binding on all its signatories. We propose that this International Bill of Rights shall include the following provisions:

1. Every human being—irrespective of race, color, creed, sex or national origin—has the right to pursue his or her work and spiritual development in conditions of freedom and dignity.

2. Freedom of expression and association is vital to the preservation of the basic liberties and the enhancement of the spiritual and material progress of the human race. These rights must be inviolate for those who oppose, no less than for those who support, a ruling party or a regime at any specific moment.

   Genuine freedom means the right of association and organization into various—into differing—educational, religious, economic, political and trade union organizations, without fear of direct or indirect control and compulsion by governmental or any other agencies.

3. The right to organize and work for a constantly more equitable distribution of the national income and wealth and the right to strive for the enhancement of the moral and material well-being of the people—for better health and security against the ravages of unemployment, accidents, sickness and old age—are to be considered inalienable. The conditions of work under modern large-scale industry make it especially necessary for the working people to have an effective system of social legislation which will provide minimum wages and maximum working hours; guarantee against the employment of child labor; set up adequate medical care; provide accident, unemployment and old-age insurance and other such vital measures making for effective social security of the population.

4. Raise labor standards throughout the world. There is no more effective way of stimulating the revival of production and the international expansion of markets than by increasing the purchasing power of the great mass of people in every country.

5. Freedom of religion and right to religious worship are indispensable to a truly democratic society.

6. The right of asylum is to be guaranteed by all nations. No human being who is a refugee from any political regime he disapproves of is to be forced to return to a territory under the sovereignty of that regime.

7. The right to migrate or leave temporarily or permanently a country in which a citizen does not want to remain must be assured, limited only by the laws of immigration of the country which he may wish to visit.

8. There must be freedom of opinion and expression and full access to the opinions of others.

9. The more full and complete knowledge of the world is extended and realized by the peoples of all nations, the less will be the distance and misunderstandings between nations and peoples. Therefore, the right of free access to and exchange of information—scientific, economic, social, religious and political—the promotion of knowl-

edge and of cultural relations, the full and free dissemination of news by radio and press must be assured.

10. Involuntary servitude in any shape, manner or form or under any guise shall be outlawed and discontinued by all nations and all peoples.

11. Freedom from arbitrary arrest, detention, search and seizure; proper judicial determination of arrest and charges; a fair public trial by jury or competent and unprejudiced court constituted in accordance with normal judicial procedure; right of habeas corpus and freedom from arbitrary imposition of penalties.

12. The key to the entire approach of human rights must be the placing of respect for human personality and welfare above all else. In this spirit, the foregoing rights can have tangible meaning and practical application only if

a) All human beings have real security and are free from discrimination on account of race, color, creed or difference of political belief from the government in control or the party in power.

b) There is to be no peacetime conscription or militarization of workers protesting or striking against conditions of labor which they consider unfair or unsatisfactory.

c) All economic or political discrimination and punishment for differences of political opinion or religious belief and practices are to be eliminated. The threat of being sent to concentration or labor camps as a punishment for difference of opinion with any government authority or dominant political party must be completely removed.

d) Freedom from censorship of books, press, radio and art, having due regard to the requirements of morals and decency.

e) Freedom from the terror of secret police surveillance, arrest or torture. This can be assured only through the abolition of all political police and concentration camps in every country.

V

CONCLUSION

The foregoing shall constitute our International Bill of Rights, which shall be fully observed and safeguarded in every country. Toward the attainment of these ends, there should be established an International Commission charged with the task of facilitating and coordinating the promotion and protection of the basic provisions of the International Bill of Rights.

For additional copies of the International Bill of Rights, address American Federation of Labor, Washington, D. C., U. S. A.

活動するアメリカ

現在アメリカに於ける團体交渉は、米國經濟構成に對して、勞働者に發言權を與へるものである。今日米國では、經營者と勞働者との間に、約五万の契約が存在し、約千五百万の勞働者とその家族が直接、その影響を蒙つてゐる。この役割は、米國が驚くべき物資の流動とその他生活上の利便を實現させる能力があると實證された今日、米國勞働者に與へられたのである。云ふまでもなく、この高き生産力は、間斷なき、完全な分配と、經濟安定を確保しなければ達成されないものである。」

L. B. シユウエレンバツク

勞働長官

活動するアメリカ

一億四千三百万人の國民

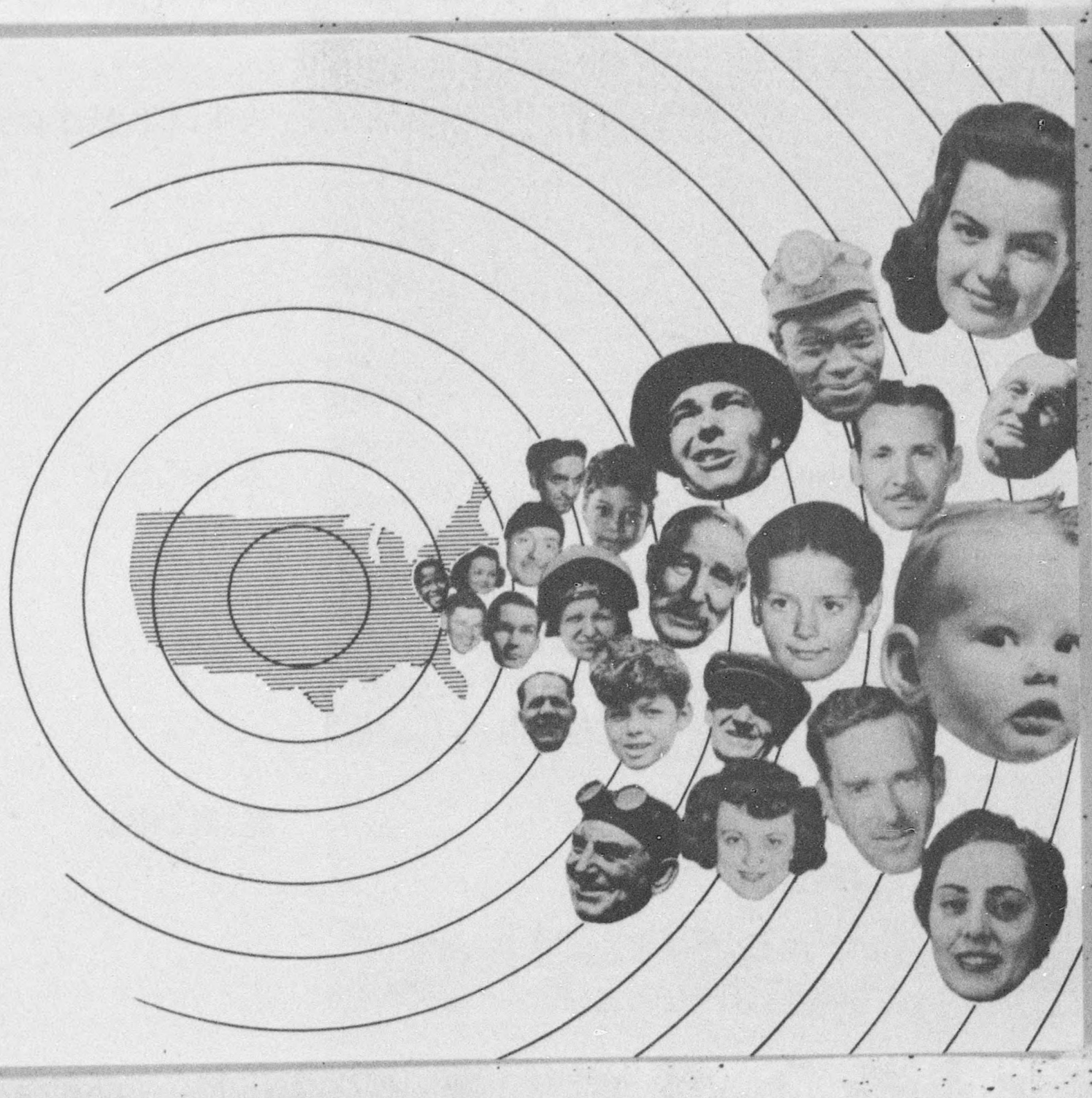

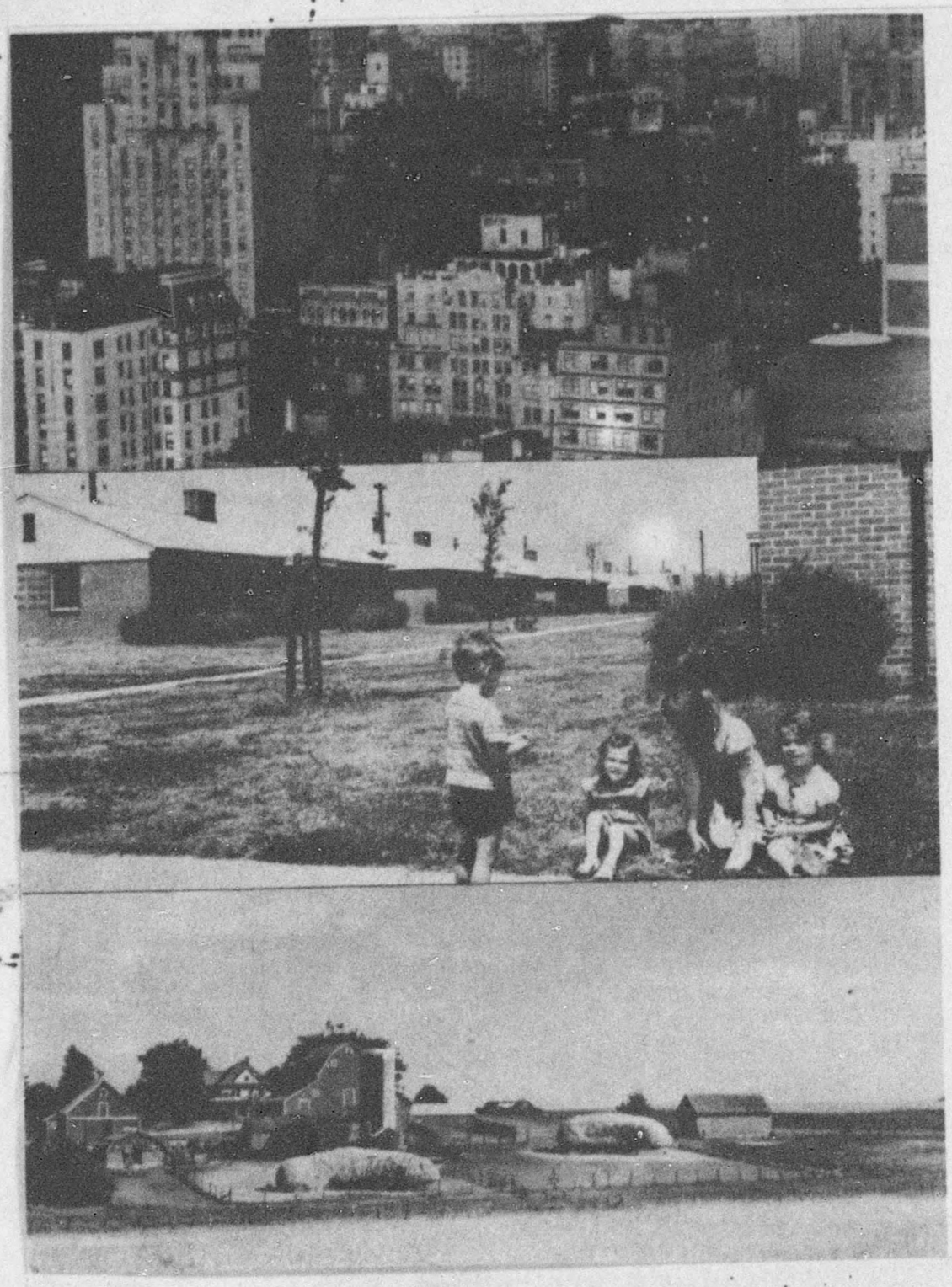

我々は都會に住む

郊外に住む

農村に住む

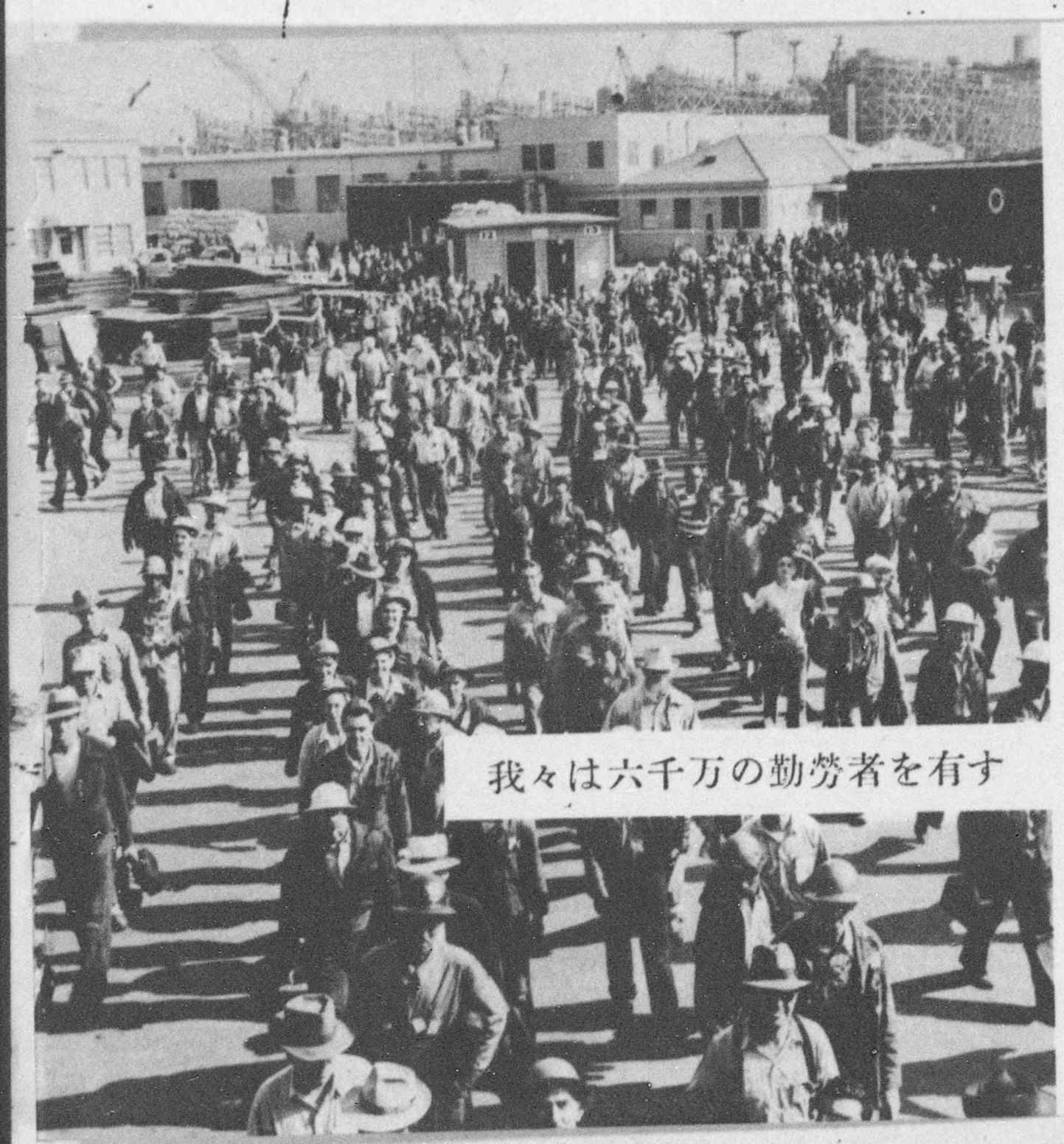

我々は六千万の勤労者を有す

二千三百万人は勞働者と技術者

九百万人は農場に働き

九百万人は事業經營者、各種專門家

千九百万人は事務員、外交員、商店員その他接客業者

千五百万人は工場に働いてゐる

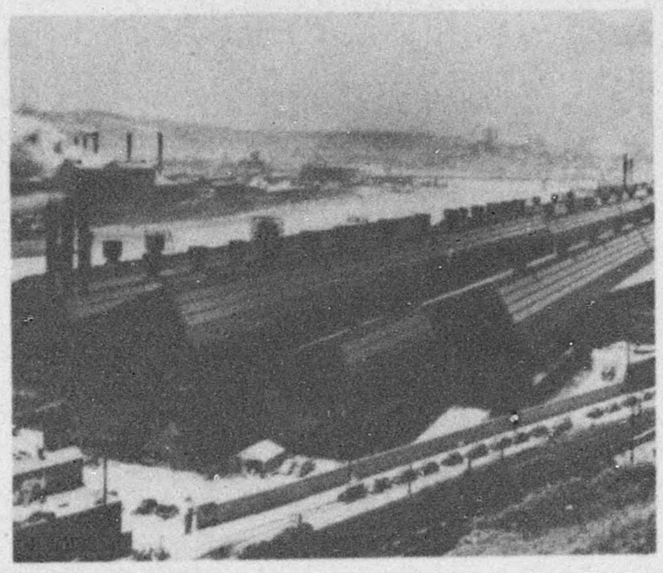

その内三百万人は婦人である

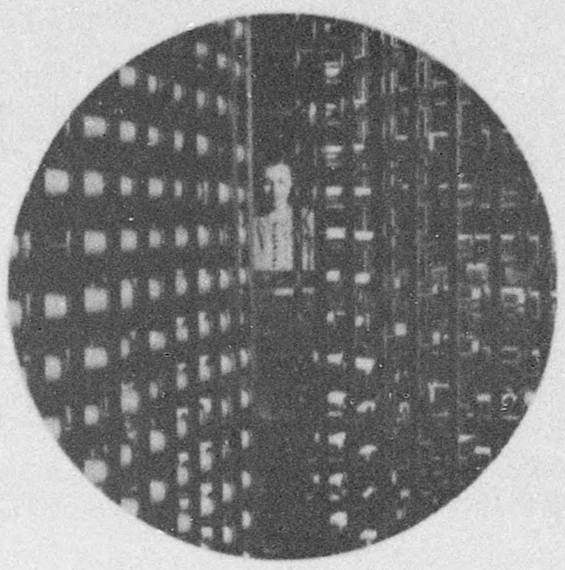

千五百万人の勞働者は勞働組合に加入してゐる

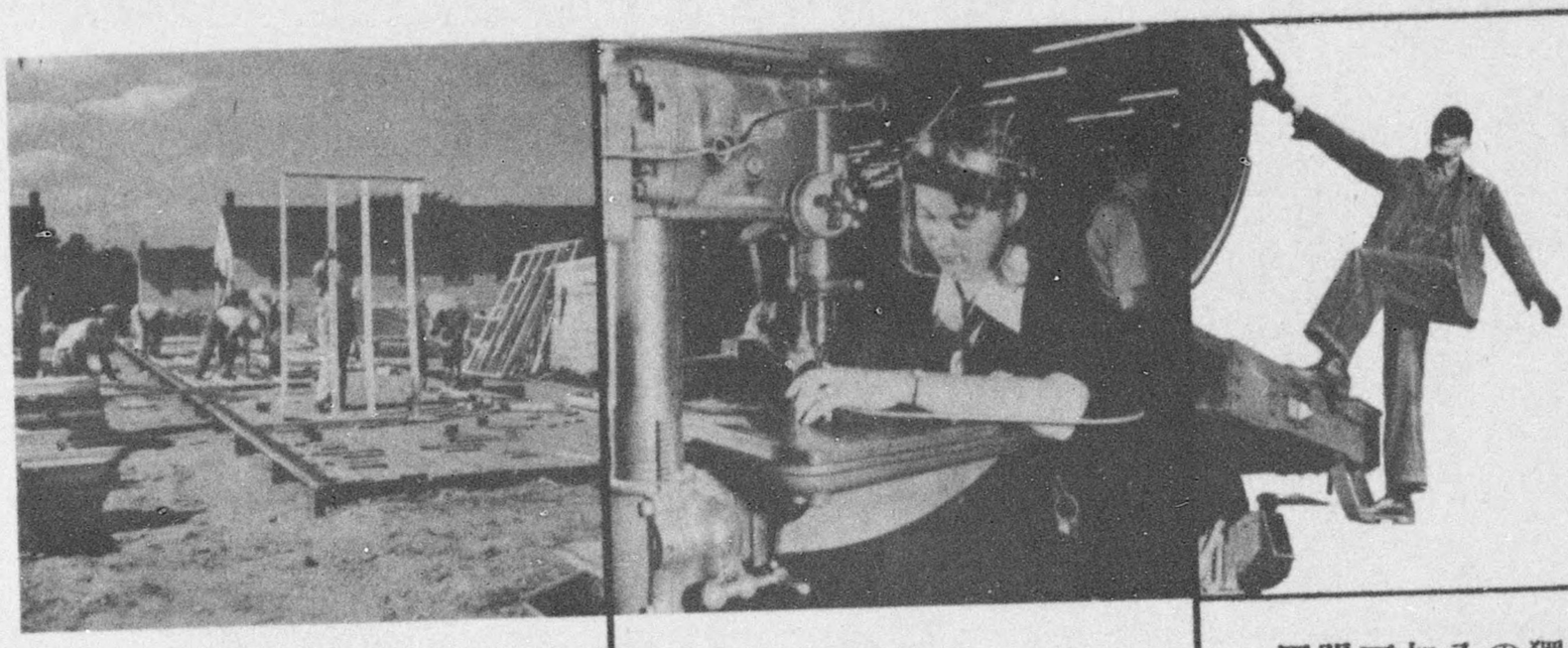

A.F.L. 七百二十万人

C.I.O. 六百万人

同盟不加入の獨立組合
百八十万人

組合は組合員
に依つて統治され、
政府の干渉を受けない

組合が多數を代表してゐるか否か疑問の有る場合、或は二つの組合が同一グループを代表にゐると主張する場合には、選擧を行ふやうに、政府が規定してゐる。

政府は雇用者に向つて、組合を認め組合と交渉する事を要求する。然し條件を指圖する事はない。現在組合契約の數は五万。一九四六年には四万五千の契約がストライキ無しに、調印又は繼續された。同年の罷業數は、四千九百八十五件、參加者四百六十万。一九四五年には罷業數は、四千七百五十件、參加者三百四十七万。一九四一年には罷業數は、四千二百二十八件、參加者二百三十六万人であつた。

労働者の罷業權は法律に依り、
擁護されてゐる

勞働者の健康と安全は、法律、學校、組合に依り保護されてゐる